

令和2年度「消防非常備」解消に
関する調査・研究業務
報告書

徳島県危機管理環境部消防保安課
(一財) 消防防災科学センター

令和3年2月

令和2年度「消防非常備」解消に関する調査・研究業務

報告書 目次

第1章 調査の概要

1.1 調査の背景と目的	1
1.2 調査の内容	1

第2章 地域の現況と将来における消防需要の推計

2.1 地域の現況	2
2.1.1 人口及び世帯数等	3
2.1.2 財政状況	4
2.1.3 災害の発生状況	10
2.2 人口と救急搬送人員数の将来推計	14
2.2.1 人口の将来推計	14
2.2.2 救急搬送人員数の将来推計	18
2.3 現況及び課題の考察	20

第3章 消防力の状況

3.1 常備2市における消防力の状況	21
3.1.1 署所数及び車両数	21
3.1.2 消防水利数	21
3.1.3 人員数	21
3.1.4 消防庁舎	23
3.2 非常備3町村における消防力の状況	27
3.2.1 火災対応	27
3.2.2 救急対応	28
3.3 消防力の現状及び課題の考察	28

第4章 非常備町村の広域化による効果の分析

4.1 消防広域化の方式について	30
4.2 費用負担の事例	35
4.2.1 事務委託の費用負担例	36
4.2.2 組合設置の費用負担例	38
4.2.3 消防署所（分遣所）設置の費用例	41
4.2.4 消防指令システムの整備費用例	43
4.3 広域化による消防力の効果と費用の考察	44
4.4 広域化に伴う財源の活用	49

第5章 調査結果のまとめ	50
--------------	----

第1章 調査の概要

1.1 調査の背景と目的

高齢化の進行による救急需要の増大、激甚化・頻発化する大規模災害への対応等消防ニーズは複雑化・多様化し、人口減少等による財政基盤の脆弱化等、消防力の低下が危惧されている。

消防広域化は、消防力の維持・強化に有効な手段であることから、「徳島県消防広域化推進計画」に基づき、県内5つの地域ブロックの枠組みで、「連携・協力を含む段階的な広域化」に取り組むこととし、令和元年度に、計画の柱である、「非常備の解消」や「通信指令センターの一本化（共同運用）」に向けて、関係市町村や消防本部等で構成する検討会を設置し、検討を進めている。

こうした中、事務委託等による非常備の解消を図る場合は、消防事務を受託する消防本部において消防力の流出等の懸念があることから、広域化の是非の判断に先立ち、データに基づき、メリットとデメリットを総合的に勘案するなど、広域化による消防力の維持・強化に対する効果及び課題などを分析、検討することを目的とする。

1.2 調査の内容

県東部地域における常備消防（徳島市、小松島市）及び非常備消防（勝浦町、上勝町、佐那河内村）の5市町村を対象とし、次の内容を調査する。

（1）地域の現況と将来における消防需要の推計

非常備3町村における人口・世帯数、財政状況、災害発生状況及び消防力の状況について分析を行い、人口、消防需要の将来推計及び大規模自然災害の危険性などを総合的に勘案し、消防力を維持・向上させる必要性及び関連課題を明確にする。

（2）非常備町村の広域化による効果の分析

広域化による消防力に対する効果及び費用の評価指標を整理し、考えられる広域化の方式やパターン毎の消防力の費用対効果の分析を行い、それぞれのメリットとデメリットをまとめる。

（3）先進事例に基づく各町村の費用負担等の事例分析

広域化の先進事例を調査し、整理を行う。

第2章 地域の現況と将来における消防需要の推計

2.1 地域の現況

徳島県は、四国の東部に位置し、東は紀伊水道に面し、北は香川県、南は高知県、西は愛媛県に接している。山地が多く、全面積のおよそ8割を占めている。県下には8市15町1村の行政区画が置かれている。

本調査の対象となる5市町村は、徳島県中央やや南東寄りに位置し、東は吉野川や勝浦川などの下流域で平野が広がり、人口が集中している。また、南西部は、高い山地が連なり、森林が大部分を占める中山間地域となっている。(図2.1.1)

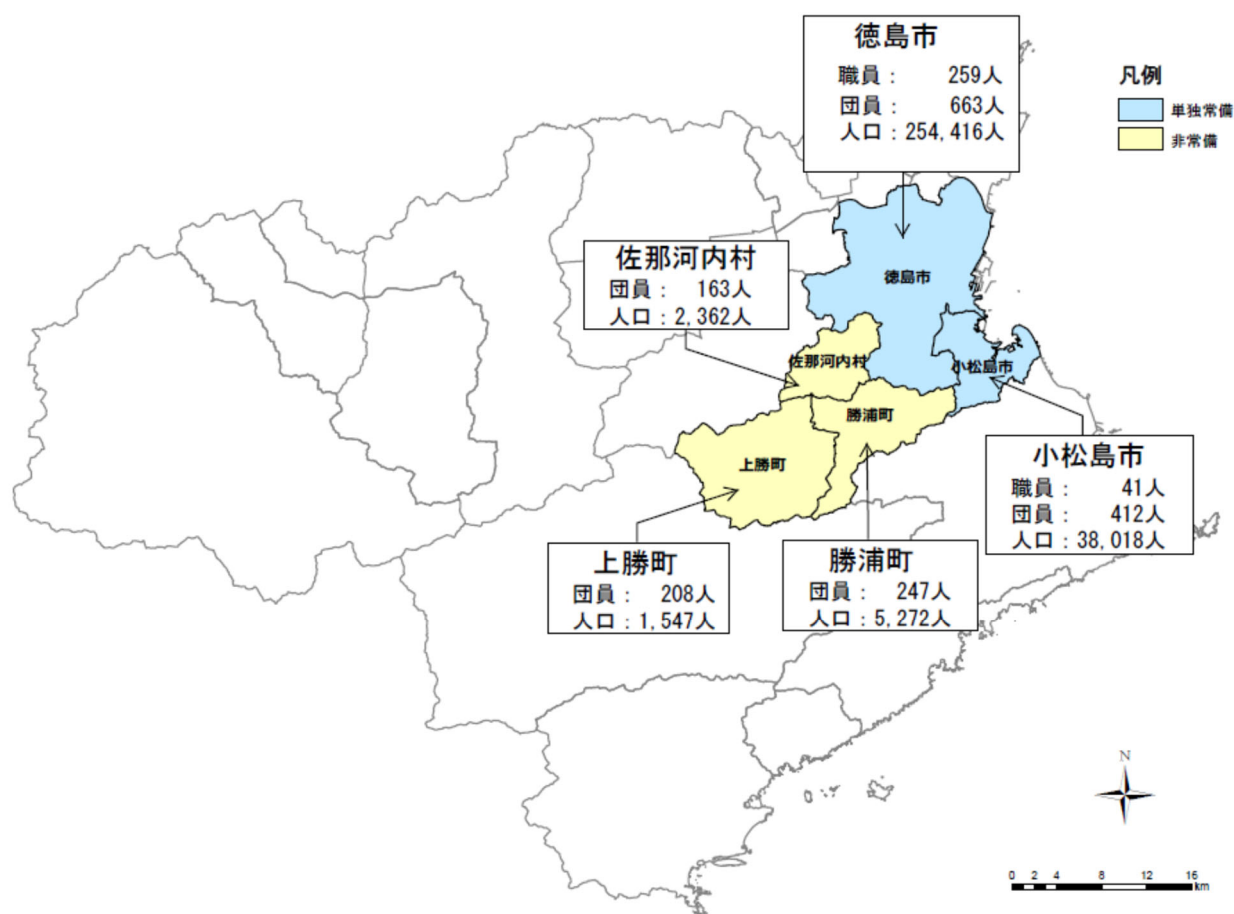


図2.1.1 対象地域の位置と概況
(人数は令和元年度全国消防便覧より)

2.1.1 人口及び世帯数等

対象市町村の面積、人口及び世帯数の推計数を表2.1.1に示す。

常備2市（徳島市及び小松島市）の人口合計は約30万で、県全体の4割を占めているのに対して、非常備3町村の人口は、合計しても県全体の1%程度に過ぎず、人口密度も極めて低い。

平成26年から令和2年までの7年間の人口推移は表2.1.2、平成26年の人口数を1とし、その後の各年同時点の人口がそれに占める比率（指数）の経年推移は表2.1.3及び図2.1.2に示すとおりである。

対象5市町村の人口は減少傾向にあり、非常備3町村の人口減少が特に顕著である。

表2.1.1 人口、世帯数（令和2年9月1日現在）

	面積 (km ²)	人口 (人)	人口密度 (人/ km ²)	県に占める比率	世帯数 (世帯)	県に占める比率
徳島市	191.39	254,510	1,330	35.3%	118,878	38.2%
小松島市	45.37	36,123	796	5.0%	23,000	4.9%
勝浦町	69.83	4,840	69	0.7%	15,198	0.6%
上勝町	109.63	1,344	12	0.2%	27,916	0.2%
佐那河内村	42.28	2,052	49	0.3%	15,736	0.3%
徳島県	4,146.75	721,721	174	-	310,910	-

※ 人口及び世帯数は、平成27年国勢調査の確定値を基に、住民基本台帳法の規定に基づく移動状況を加減して推計したものである。

表2.1.2 推計人口の経年推移（単位：人）（令和2年9月1日現在）

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
徳島市	261,940	261,131	258,202	257,565	256,810	255,202	254,510
小松島市	39,055	38,552	38,286	37,758	37,213	36,756	36,123
勝浦町	5,422	5,318	5,223	5,164	5,044	4,919	4,840
上勝町	1,578	1,522	1,488	1,436	1,410	1,372	1,344
佐那河内村	2,345	2,269	2,255	2,197	2,151	2,090	2,052
徳島県	764,142	757,777	750,481	743,686	736,961	729,074	721,721

表2.1.3 推計人口指数の経年推移

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
徳島市	1.00	1.00	0.99	0.98	0.98	0.97	0.97
小松島市	1.00	0.99	0.98	0.97	0.95	0.94	0.92
勝浦町	1.00	0.98	0.96	0.95	0.93	0.91	0.89
上勝町	1.00	0.96	0.94	0.91	0.89	0.87	0.85
佐那河内村	1.00	0.97	0.96	0.94	0.92	0.89	0.88
徳島県	1.00	0.99	0.98	0.97	0.96	0.95	0.94

※ 指数は、各年9月1日時点の人口数に基づいて算定したものである。

【データ出典】：徳島県の統計情報（県HP）

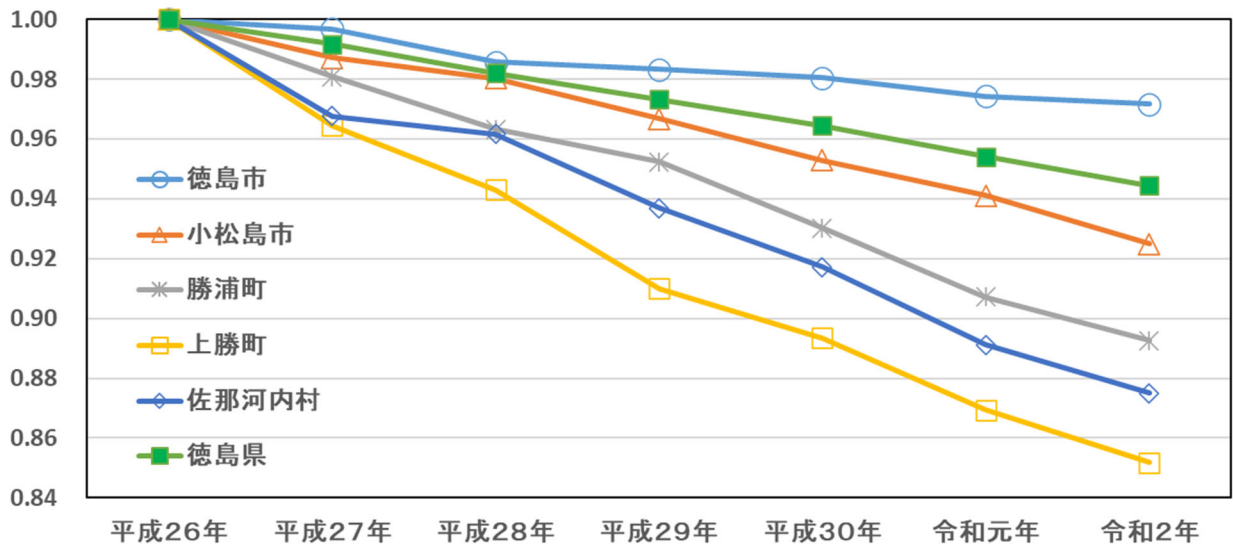


図 2.1.2 人口指数の経年推移

2.1.2 財政状況

財政状況を示す指標として、消防費決算額、財源・支出の内訳及び基準財政需要額を取り上げ、それぞれの経年推移及び対象市町村間の比較などにより考察を行った。

県及び5市町村に係るデータは、徳島県消防年報（平成26年度～平成30年度）によるもので、全国平均に係るデータは、消防白書によるものである。

(1) 消防費

ア 決算額

平成26年度から平成30年度までの消防費決算額の経年推移は表2.1.4、平成26年に対する指数の経年推移は表2.1.5に示すとおりである。

5市町村及び県平均とも、年度によって大幅に上下しているが、平成26年度と比べ減少傾向を示している。後述の表2.1.12及び表2.1.14によれば、大幅に上下しているのは地方債による影響が大きい。

表 2.1.4 消防費決算額の経年推移（単位：千円）

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
徳島市	2,920,986	3,353,135	2,860,125	2,671,827	2,702,857
小松島市	520,238	630,457	675,657	391,105	437,141
勝浦町	216,753	74,521	141,388	140,377	137,122
上勝町	89,695	49,251	38,030	97,003	80,405
佐那河内村	226,801	43,826	75,449	32,311	46,964
徳島県	22,505,014	18,136,413	17,840,356	19,131,675	18,803,817

表 2.1.5 消防費決算額の指数の経年推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
徳島市	1.00	1.15	0.98	0.91	0.93
小松島市	1.00	1.21	1.30	0.75	0.84
勝浦町	1.00	0.34	0.65	0.65	0.63
上勝町	1.00	0.55	0.42	1.08	0.90
佐那河内村	1.00	0.19	0.33	0.14	0.21
徳島県	1.00	0.81	0.79	0.85	0.84

イ 人口一人当たりの消防費

人口一人当たりの消防費決算額の経年推移は表 2.1.6、平成 26 年に対する指数の経年推移は表 2.1.7 に示すとおりである。

決算額と同様に、年度によって大幅に上下しているが、平成 26 年度と比べ減少傾向にあり、また大幅に上下しているのは地方債による影響が大きいと考えられる。各市町村の状況は次のとおりである。

- ・ 徳島市及び小松島市は、全国平均よりも低い水準にある。
- ・ 非常備 3 町村は全国平均より高い水準にある。
- ・ 上勝町及び佐那河内村は特に高くなっているが、図 2.1.2 に示すように、急激な人口減少による影響が大きいと考えられる。

表 2.1.6 人口一人当たりの消防費決算額の経年推移（単位：千円）

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
徳島市	11.151	12.841	11.077	10.373	10.525
小松島市	13.321	16.353	17.648	10.358	11.747
勝浦町	16.543	9.261	7.281	18.784	15.941
上勝町	56.841	32.359	25.558	67.551	57.025
佐那河内村	96.717	19.315	33.459	14.707	21.834
徳島県	29.451	23.934	23.772	25.725	25.515
全 国	16.590	16.373	15.523	15.685	15.670

表 2.1.7 人口一人当たりの消防費決算額の指数の経年推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
徳島市	1.00	1.15	0.99	0.93	0.94
小松島市	1.00	1.23	1.32	0.78	0.88
勝浦町	1.00	0.56	0.44	1.14	0.96
上勝町	1.00	0.57	0.45	1.19	1.00
佐那河内村	1.00	0.20	0.35	0.15	0.23
徳島県	1.00	0.81	0.81	0.87	0.87

ウ 普通会計歳出決算額に占める消防費の割合

平成26年度から平成30年度までの普通会計歳出決算額に占める消防費決算額の割合の経年推移は、表2.1.8に示すとおりである。

5市町村及び県平均とも、年度によって上下しているが、平成26年度と比べ減少傾向を示している。各市町村の状況は次のとおりである。

- ・ 勝浦町を除く対象4市町村とも全国平均より低い水準にある。
- ・ 勝浦町は特に高いが、後述の表2.1.10によれば、財源の約2割が国庫支出金によるもので、一般財源等に余裕のないことが伺える。

表2.1.8 普通会計歳出決算額に占める消防費の割合の経年推移（単位：千円）

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
徳島市	3.1%	3.4%	3.0%	2.8%	2.8%
小松島市	3.4%	3.6%	4.4%	2.4%	2.8%
勝浦町	5.9%	1.9%	3.9%	4.2%	3.8%
上勝町	3.1%	1.7%	1.4%	3.3%	2.7%
佐那河内村	9.1%	1.8%	3.2%	1.2%	1.5%
徳島県	6.0%	4.9%	4.7%	5.1%	5.1%
全 国	3.8%	3.7%	3.5%	3.5%	3.4%

(2) 消防費の財源内訳

ア 消防費の財源内訳

平成30年度消防費の財源について、内訳を示したのが表2.1.9、構成比を示したのが表2.1.10である。5市町村のいずれにおいても、一般財源等の占める割合が最も高い。

市町村別の一般財源等について、徳島市(89.6%)及び小松島市(87.4%)は全国平均(86.2%)を上回るが、勝浦町(74.3%)、上勝町(45.3%)及び佐那河内村(50.8%)は低い水準にある。又、勝浦町の消防費の約2割は国庫支出金、上勝町及び佐那河内村の消防費の4割以上は地方債となっている。

表2.1.9 平成30年度消防費の財源内訳（単位：千円）

	国庫支出金	地方債	一般財源等	その他	合計
徳島市	65,506	168,600	2,421,882	46,869	2,702,857
小松島市	1,511	37,100	381,946	16,584	437,141
勝浦町	24,500	9,400	101,922	1,300	137,122
上勝町	8,079	32,200	36,376	3,750	80,405
佐那河内村	0	20,200	23,858	2,906	46,964
徳島県	356,395	1,888,744	15,667,333	891,345	18,803,817

表 2.1.10 平成30年度消防費の財源構成比

	国庫支出金	地方債	一般財源等	その他
徳島市	2.4%	6.2%	89.6%	1.8%
小松島市	0.3%	8.5%	87.4%	3.8%
勝浦町	17.9%	6.9%	74.3%	0.9%
上勝町	10.0%	40.0%	45.3%	4.7%
佐那河内村	0%	43.0%	50.8%	6.2%
徳島県	1.9%	10.0%	83.3%	4.7%
全 国	1.1%	9.6%	86.2%	3.1%

イ 一般財源等の経年推移

平成26年度から平成30年度までの一般財源等の経年推移は表2.1.11、指数の経年推移は表2.1.12に示すとおりである。

平成26年度と比べ、勝浦町及び上勝町が若干増加している以外は、ほぼ横ばいで推移している。

表 2.1.11 一般財源等の経年推移（単位：千円）

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
徳島市	2,326,717	2,304,186	2,335,200	2,387,070	2,421,882
小松島市	344,396	413,374	392,781	355,549	381,946
勝浦町	83,843	62,073	100,211	100,799	101,922
上勝町	27,765	34,473	28,059	36,043	36,376
佐那河内村	26,762	29,372	35,006	28,323	23,858
徳島県	14,757,190	14,769,527	15,025,292	15,948,203	15,667,333

表 2.1.12 一般財源等の指数の経年推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
徳島市	1.00	0.99	1.00	1.03	1.04
小松島市	1.00	1.20	1.14	1.03	1.11
勝浦町	1.00	0.74	1.20	1.20	1.22
上勝町	1.00	1.24	1.01	1.30	1.31
佐那河内村	1.00	1.10	1.31	1.06	0.89
徳島県	1.00	1.00	1.02	1.08	1.06

ウ 地方債の経年推移

平成26年度から平成30年度までの地方債の経年推移は表2.1.13、指数の経年推移は表2.1.14に示すとおりである。

年度によって大幅に上下しているが、平成30年度は、全ての市町村で、平成26年度と比べ減少している。

消防費決算額に占める地方債の割合の経年推移は表2.1.15に示すとおりである。年度によって大幅に異なるが、非常備3町村における割合が特に高い。

表 2.1.1.3 地方債の経年推移（単位：千円）

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
徳島市	278,800	907,600	412,000	179,300	168,600
小松島市	92,200	65,200	172,000	10,400	37,100
勝浦町	78,000	8,400	37,500	8,600	9,400
上勝町	59,000	8,300	4,400	55,700	32,200
佐那河内村	77,800	10,900	37,000	1,800	20,200
徳島県	4,040,250	2,255,100	1,808,898	2,224,297	1,888,744

表 2.1.1.4 地方債の指数の経年推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
徳島市	1.00	3.26	1.48	0.64	0.60
小松島市	1.00	0.71	1.87	0.11	0.40
勝浦町	1.00	0.11	0.48	0.11	0.12
上勝町	1.00	0.14	0.07	0.94	0.55
佐那河内村	1.00	0.14	0.48	0.02	0.26
徳島県	1.00	0.56	0.45	0.55	0.47

表 2.1.1.5 消防費決算額に占める地方債の割合の経年推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
徳島市	9.5%	27.1%	14.4%	6.7%	6.2%
小松島市	17.7%	10.3%	25.5%	2.7%	8.5%
勝浦町	36.0%	11.3%	26.5%	6.1%	6.9%
上勝町	65.8%	16.9%	11.6%	57.4%	40.0%
佐那河内村	34.3%	24.9%	49.0%	5.6%	43.0%
徳島県	18.0%	12.4%	10.1%	11.6%	10.0%
全 国	16.4%	14.9%	10.8%	9.3%	9.6%

(3) 消防費の支出内訳

平成30年度の消防費の支出内訳は表2.1.1.6、それぞれの構成比は表2.1.1.7に示すとおりである。徳島市及び小松島市において、消防費の大半を占めているのは人件費（7割前後）であるが、勝浦町は物件費（約7割）であり、上勝町及び佐那河内村は普通建設事業費（5割前後）である。

表 2.1.1.6 平成30年度消防費の支出（性質別）内訳（単位：千円）

	人件費	物件費	維持 補修費	補助費等	普通建設 事業費	その他	合計
徳島市	2,085,659	292,331	6,893	69,865	248,109		2,702,857
小松島市	296,660	47,746	421	28,618	63,696		437,141
勝浦町	18,496	92,856	2,628	11,955	11,187		137,122
上勝町	10,397	16,193	0	8,664	44,151	1,000	80,405
佐那河内村	6,618	10,033	487	8,391	21,435		46,964
徳島県	8,266,053	1,634,083	51,957	5,618,427	3,191,046	42,251	18,803,817

表 2.1.17 平成30年度消防費支出の構成比

	人件費	物件費	維持 補修費	補助費等	普通建設 事業費	その他
徳島市	77.2%	10.8%	0.2%	2.6%	9.2%	
小松島市	67.9%	10.9%	0.1%	6.5%	14.6%	
勝浦町	13.5%	67.7%	1.9%	8.7%	8.2%	
上勝町	12.9%	20.1%	0%	10.8%	54.9%	1.3%
佐那河内村	14.1%	21.4%	1.0%	17.9%	45.6%	
徳島県	44.0%	8.7%	0.3%	29.9%	17.0%	0.1%
全 国	68.5%	10.8%		2.3%	15.8%	

※ 全国平均について、人件費、物件費及び普通建設事業費以外の区分は異なっており、直接に比較できないため、ここでの記載を省略する。

(4) 消防費の基準財政需要額

ア 基準財政需要額

平成26年度から平成30年度までの基準財政需要額の経年推移は

表2.1.18、指数の経年推移は表2.1.19に示すとおりである。

平成26年度と比べ5市町村とも減少傾向にある。

表 2.1.18 消防費の基準財政需要額の経年推移（単位：千円）

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
徳島市	2,838,494	2,842,911	2,764,398	2,740,521	2,717,142
小松島市	548,128	553,022	534,999	534,716	535,157
勝浦町	129,394	130,549	125,238	125,554	125,554
上勝町	54,891	55,246	49,392	48,635	48,635
佐那河内村	68,555	68,987	62,625	62,851	62,851
徳島県	10,764,209	11,144,163	11,039,153	11,259,354	11,224,733

表 2.1.19 消防費の基準財政需要額の指数の経年推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
徳島市	1.00	1.00	0.97	0.97	0.96
小松島市	1.00	1.01	0.98	0.98	0.98
勝浦町	1.00	1.01	0.97	0.97	0.97
上勝町	1.00	1.01	0.90	0.89	0.89
佐那河内村	1.00	1.01	0.91	0.92	0.92
徳島県	1.00	1.04	1.03	1.05	1.04

イ 基準財政需要額に占める消防費の割合

平成26年度から平成30年度までの割合の経年推移は表2.1.20に示すとおりである。

年度によって大幅に上下しているが、上勝町を除く4市町村では減少傾向を示している。上勝町における割合は特に高くなっているが、表2.1.15に示すように、消防費の約5割が地方債であり、一般財源等に余裕のないことが伺える。

表 2.1.20 基準財政需要額に占める消防費の割合の経年推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
徳島市	102.9%	117.9%	103.5%	97.5%	99.5%
小松島市	94.9%	114.0%	126.3%	73.1%	81.7%
勝浦町	69.3%	37.7%	30.4%	77.3%	64.0%
上勝町	163.4%	89.1%	77.0%	199.5%	165.3%
佐那河内村	330.8%	63.5%	120.5%	51.4%	74.7%
徳島県	209.1%	162.7%	161.6%	169.9%	167.5%

2.1.3 災害の発生状況

(1) 火災

県の消防年報によれば、平成26年から平成30年までの5年間に発生した火災件数は表2.1.21に示すとおりである。

徳島市は増加傾向を示しているが、小松島市は横ばいで推移している。また、非常備3町村においては、年間の火災は1、2件程度である。

表 2.1.21 平成26年から平成30年までの火災件数（単位：件）

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
徳島市	60	50	58	67	84
小松島市	15	15	10	17	16
勝浦町	1	1	2	2	1
上勝町	0	1	1	2	1
佐那河内村	0	0	2	1	4
徳島県	232	225	239	265	275

(2) 救急搬送

ア 常備2市における救急搬送人員数

県の消防年報によれば、平成26年から令和元年までの徳島市及び小松島市における救急搬送人員数は表2.1.22に示すとおりである。

徳島市は緩やかな増加傾向を示しているが、小松島市はほぼ横ばい傾向で推移している。

また、同年報によれば、年齢区分別の救急搬送人員数は表2.1.23に示すとおりである。年齢区分別の搬送率を示したのが表2.1.24である。

各年とも高齢者の搬送率が5割以上となっている。また、高齢者の搬送率の経年推移をみると、図2.1.3に示すように、年々増加傾向にある。

表 2.1.2.2 常備 2 市における救急搬送人員数 (単位: 人)

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年
徳島市	10,278	10,274	10,411	10,812	11,049	11,204
小松島市	1,621	1,716	1,674	1,659	1,716	1,712

表 2.1.2.3 年齢区分別の救急搬送人員数 (単位: 人)

	新生児	乳幼児	少年	成人	高齢者	計
平成 26 年						
徳島市	18	451	426	3,958	5,425	10,278
小松島市	3	45	53	518	1,002	1,621
平成 27 年						
徳島市	20	445	342	3,891	5,576	10,274
小松島市	1	49	52	510	1,104	1,716
平成 28 年						
徳島市	15	426	437	3,788	5,745	10,411
小松島市	2	43	49	510	1,070	1,674
平成 29 年						
徳島市	17	449	461	3,883	6,002	10,812
小松島市	3	40	54	471	1,091	1,659
平成 30 年						
徳島市	18	423	429	3,963	6,216	11,049
小松島市	2	41	60	507	1,106	1,716

表 2.1.2.4 年齢区分別の救急搬送率

	新生児	乳幼児	少年	成人	高齢者	計
平成 26 年						
徳島市	0.2%	4.4%	4.1%	38.5%	52.8%	100.0%
小松島市	0.2%	2.8%	3.3%	32.0%	61.8%	100.0%
平成 27 年						
徳島市	0.2%	4.3%	3.3%	37.9%	54.3%	100.0%
小松島市	0.1%	2.9%	3.0%	29.7%	64.3%	100.0%
平成 28 年						
徳島市	0.1%	4.1%	4.2%	36.4%	55.2%	100.0%
小松島市	0.1%	2.6%	2.9%	30.5%	63.9%	100.0%
平成 29 年						
徳島市	0.2%	4.2%	4.3%	35.9%	55.5%	100.0%
小松島市	0.2%	2.4%	3.3%	28.4%	65.8%	100.0%
平成 30 年						
徳島市	0.2%	3.8%	3.9%	35.9%	56.3%	100.0%
小松島市	0.1%	2.4%	3.5%	29.5%	64.5%	100.0%

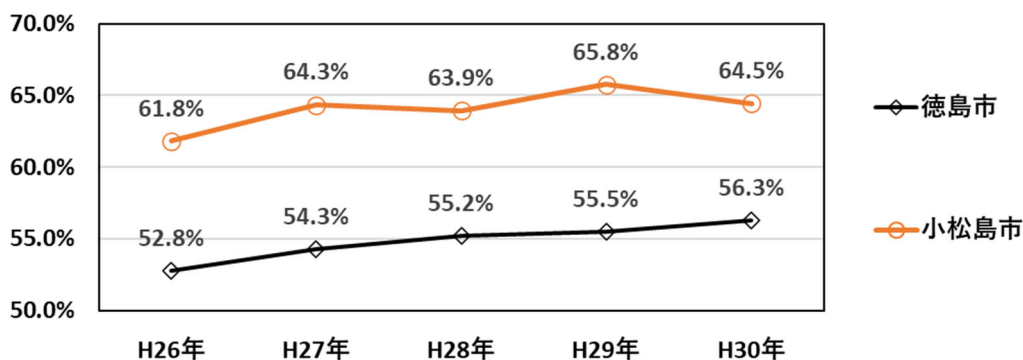


図 2. 1. 3 常備 2 市における高齢者救急搬送率の経年推移

イ 非常備町村における救急出動件数

県の消防年報によれば、非常備 3 町村における平成 26 年度から令和元年度までの救急出動件数は表 2. 1. 2 5 及び図 2. 1. 4 に示すとおりである。いずれも増加傾向を示している。

3 町村の中では、勝浦町が年間 300 件前後で最も多い。

上勝町及び佐那河内村においては、年間の件数は勝浦町の半数未満で、約 3、4 日おきに 1 件の頻度で救急出動が行われている。

表 2. 1. 2 5 非常備 3 町村の救急出動件数（単位：件）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
勝 浦 町	280	264	256	267	294	315
上 勝 町	94	81	92	93	97	104
佐 那 河 内 村	118	105	103	134	127	140

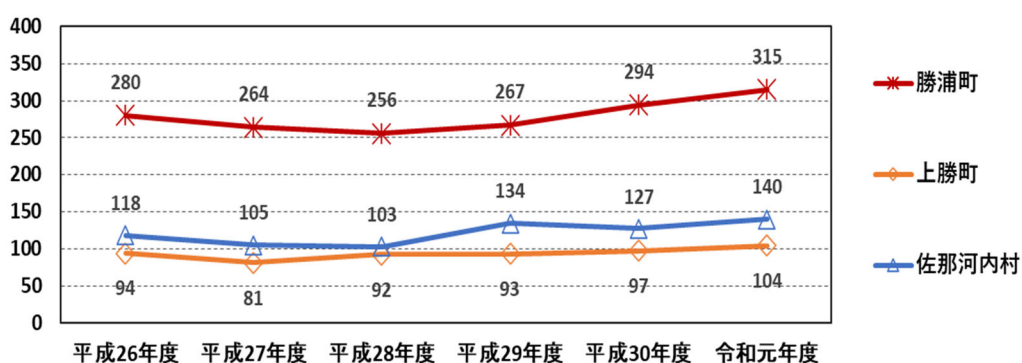


図 2. 1. 4 非常備 3 町村における救急出動件数の経年推移（単位：件）

(3) その他の災害

将来の消防体制を検討する際に、火災、救急事案など平時の災害のほか、地震、風水害など大規模自然災害の発生も考慮する必要がある。

最新の地域防災計画やハザードマップ等によれば、5市町村における自然災害の危険性は次のようになっている。

ア 徳島市

昭和21年の南海地震により地盤の沈下が激しく、満潮位以下の低地帯が市街地の50%以上を占めており、台風、大雨、高潮などの影響を受けやすい地勢となっている。

南海トラフ巨大地震が発生した場合、市街地部で最大震度が7となるとともに、市マリンプア東端では最大津波が1時間以内に到達するなど、甚大な被害の発生が予想されている。

イ 小松島市

徳島市と同様に、南海トラフ巨大地震の発生が懸念され、広い範囲で震度7の揺れが予想されている。市内平地部のほとんどの範囲が津波浸水想定区域となり、浸水深が4、5mとなる範囲もある。また、地震発生から40～50分程度で沿岸部の広い範囲で30cm以上の浸水が予測されている。

ウ 勝浦町

町の中央部を流れる勝浦川は、梅雨時の集中豪雨や、台風による川の氾濫等毎年のように被害を出してきた歴史がある。昭和25年9月に、続けて襲来し大きな被害を出したジェーン台風、キジヤ台風以降は、勝浦川の改修工事、坂本川の付け替え工事、さらに昭和52年の正木ダム（上勝町）の完成により、大きな水害は発生していない。しかし、冠水被害は現在も各地で起きており、梅雨前線や台風のもたらす大雨による水害発生の危険性は残っている。

南海トラフ巨大地震が発生した場合、勝浦町は、震度6弱から6強の強い揺れに見舞われることが予想されている。

エ 上勝町

豪雨等による土砂災害のほか、南海トラフ巨大地震が発生した場合、震度6弱から6強の強い揺れに見舞われることが予想されている。

オ 佐那河内村

過去にも、大雨、暴風雨、大洪水、地震など多くの災害が発生している。

南海トラフ巨大地震が発生した場合、村内の園瀬川沿いで震度6強が想定され、その他全ての地域で震度6弱が想定されている。

2.2 人口と救急搬送人員数の将来推計

ここでは、既存資料を基に、5市町村における人口と消防需要の将来推移について、どのような特徴を有しているか検討する。

2.2.1 人口の将来推計

国立社会保障・人口問題研究所から公表されたデータによれば、対象地域における人口の将来推計は表2.2.1に示すとおりである。2020年の推計人口数を1とし、各年の人口指数の将来推移を示したのが表2.2.2及び図2.2.1である。

5市町村のいずれにおいても、人口が減少し続け、特に非常備3町村においては、2045年時点の人口が2020年の半数となることが予想されている。

表2.2.1 人口の将来推計（単位：人）

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
徳島市	252,141	244,088	235,296	225,802	215,625	205,058
小松島市	36,657	34,437	32,122	29,691	27,191	24,773
勝浦町	4,802	4,317	3,854	3,424	3,002	2,607
上勝町	1,351	1,169	1,008	869	744	643
佐那河内村	2,072	1,860	1,651	1,452	1,257	1,073

表2.2.2 人口指数の将来推計

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
徳島市	1.00	0.97	0.93	0.90	0.86	0.81
小松島市	1.00	0.94	0.88	0.81	0.74	0.68
勝浦町	1.00	0.90	0.80	0.71	0.63	0.54
上勝町	1.00	0.87	0.75	0.64	0.55	0.48
佐那河内村	1.00	0.90	0.80	0.70	0.61	0.52

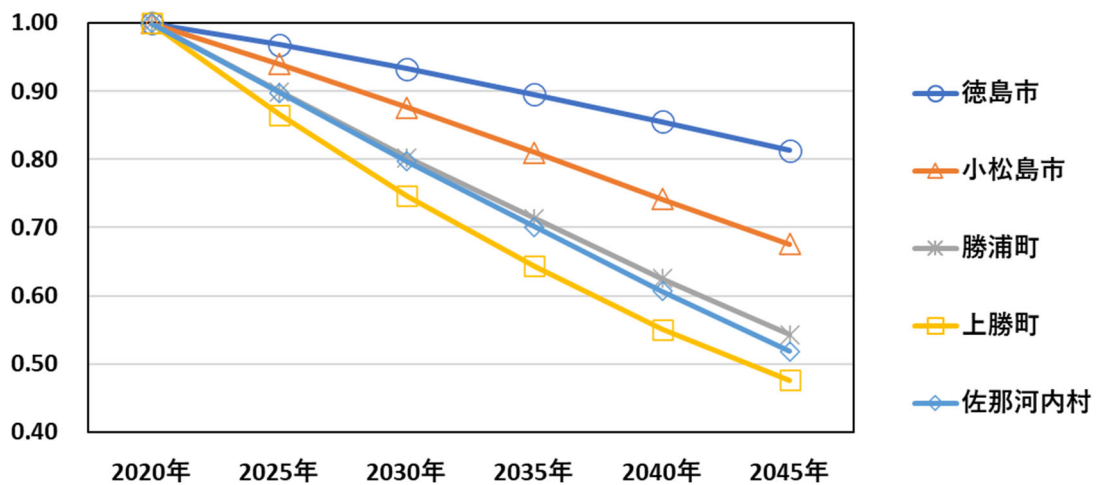


図2.2.1 人口指数の将来推計

年齢別の人口推移は表 2.2.3、人口指数の推移は表 2.2.4 及び図 2.2.2 に示すとおりである。

- ・ 徳島市及び小松島市では、総人口に加え、0～14歳、15～64歳及び65～74歳の人口とも減少していくが、75歳以上の人口は増加していく。
- ・ 勝浦町、上勝町及び佐那河内村では、全ての年齢階層の人口が減少傾向にある。特に上勝町においては、2045年時点の75歳以上人口が2020年の半数となる。

表 2.2.3 各市町村における年齢別の人口推計（単位：人）

徳島市

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
0～14歳	28,063	26,191	24,375	22,763	21,619	20,383
15～64歳	147,936	140,378	132,771	124,460	113,295	105,026
65～74歳	37,405	32,373	30,547	31,115	33,741	32,726
75歳以上	38,737	45,146	47,603	47,464	46,970	46,923

小松島市

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
0～14歳	3,893	3,306	2,931	2,583	2,302	2,043
15～64歳	20,175	18,650	17,061	15,478	13,426	11,837
65～74歳	6,324	5,257	4,532	4,309	4,615	4,469
75歳以上	6,265	7,224	7,598	7,321	6,848	6,424

勝浦町

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
0～14歳	443	398	345	301	265	230
15～64歳	2,255	1,931	1,689	1,500	1,294	1,112
65～74歳	944	774	597	483	435	411
75歳以上	1,160	1,214	1,223	1,140	1,008	854

上勝町

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
0～14歳	89	76	64	52	42	36
15～64歳	505	439	381	332	274	235
65～74歳	243	179	146	135	130	114
75歳以上	514	475	417	350	298	258

佐那河内村

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
0～14歳	173	147	124	101	86	71
15～64歳	899	753	670	591	495	404
65～74歳	460	373	256	190	195	202
75歳以上	540	587	601	570	481	396

表 2.2.4 各市町村における年齢別の人口指数の推計

徳島市

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
0～14歳	1.00	0.93	0.87	0.81	0.77	0.73
15～64歳	1.00	0.95	0.90	0.84	0.77	0.71
65～74歳	1.00	0.87	0.82	0.83	0.90	0.87
75歳以上	1.00	1.17	1.23	1.23	1.21	1.21

小松島市

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
0～14歳	1.00	0.85	0.75	0.66	0.59	0.52
15～64歳	1.00	0.92	0.85	0.77	0.67	0.59
65～74歳	1.00	0.83	0.72	0.68	0.73	0.71
75歳以上	1.00	1.15	1.21	1.17	1.09	1.03

勝浦町

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
0～14歳	1.00	0.90	0.78	0.68	0.60	0.52
15～64歳	1.00	0.86	0.75	0.67	0.57	0.49
65～74歳	1.00	0.82	0.63	0.51	0.46	0.44
75歳以上	1.00	1.05	1.05	0.98	0.87	0.74

上勝町

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
0～14歳	1.00	0.85	0.72	0.58	0.47	0.40
15～64歳	1.00	0.87	0.75	0.66	0.54	0.47
65～74歳	1.00	0.74	0.60	0.56	0.53	0.47
75歳以上	1.00	0.92	0.81	0.68	0.58	0.50

佐那河内村

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
0～14歳	1.00	0.85	0.72	0.58	0.50	0.41
15～64歳	1.00	0.84	0.75	0.66	0.55	0.45
65～74歳	1.00	0.81	0.56	0.41	0.42	0.44
75歳以上	1.00	1.09	1.11	1.06	0.89	0.73

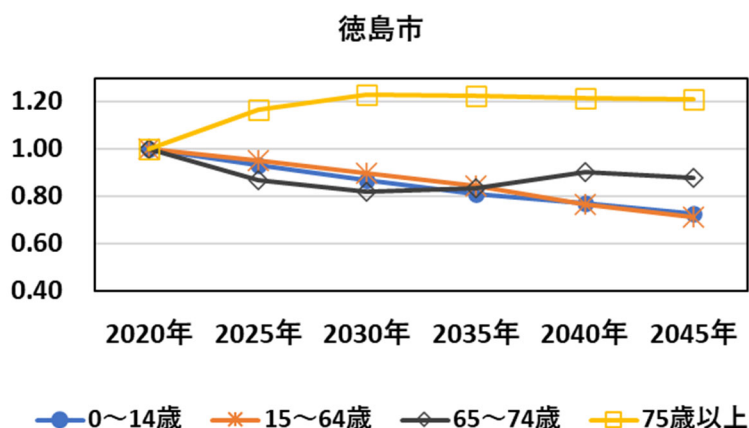
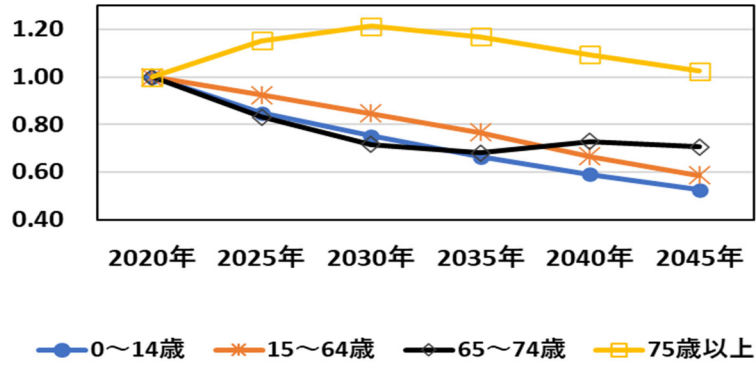
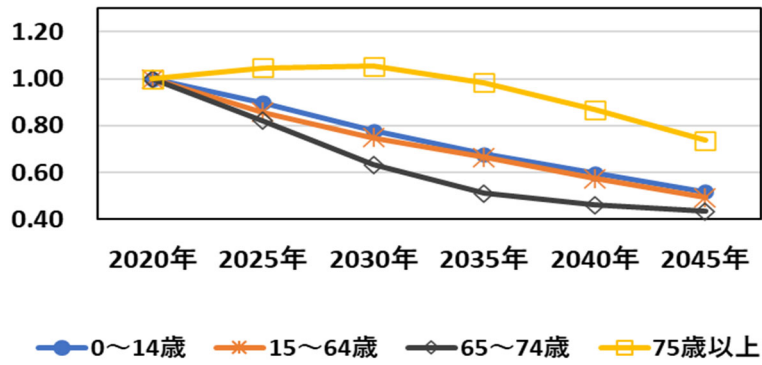


図 2.2.2 5市町村における年齢別の人口指数の推計

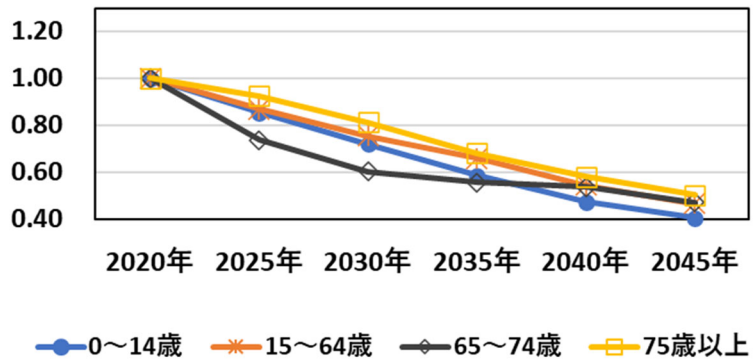
小松島市



勝浦町



上勝町



佐那河内村

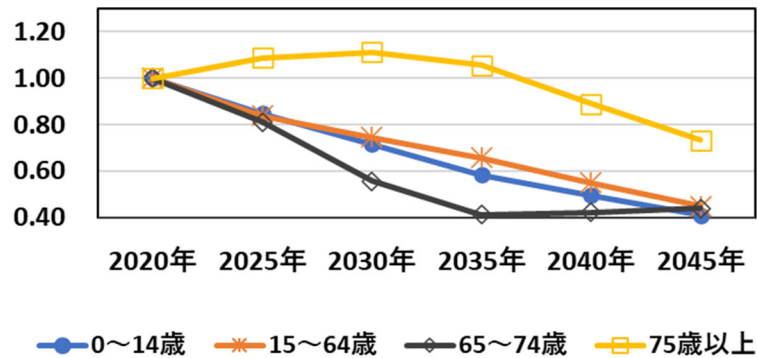
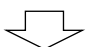


図 2. 2. 2 5 市町村における年齢別の人口指数の推計（続き）

2.2.2 救急搬送人員数の将来推計

「救急業務高度化推進検討会 報告書（平成22年度事業/総務省消防庁）」の「第8章 救急搬送の将来推計」に示される手法に基づき、前項の人口推計値と、徳島市及び小松島市の年齢階層別の救急搬送率を用いて、次に例示する方法で救急搬送人員数の将来推計を行った。

<p>① 0～4歳の救急搬送人員数 = 0～4歳の人口推計値 × 0～4歳の救急搬送率</p> <p>② 5～9歳の救急搬送人員数 = 5～9歳の人口推計値 × 5～9歳の救急搬送率</p> <p>.....</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">① + ② + = 救急搬送人員数</p>
--

年齢階層別の救急搬送率は、常備2市における令和元年中の年齢階層別救急搬送人員数及び人口数より算出したもので、表2.2.5に値を示す。

なお、火災についても将来推移を把握することが求められるが、防火対策の強化や、人口減少により出火件数が減ると考えられる一方で、推計手法が確立されていないため、算定の対象外とした。

表2.2.5 常備2市における年齢階層別の救急搬送率※

	0-4 歳	5-9 歳	10-14 歳	15-19 歳	20-24 歳	25-29 歳	30-34 歳	35-39 歳	40-44 歳
徳島市	3.67%	1.04%	1.13%	2.47%	3.21%	2.24%	1.72%	1.76%	1.72%
小松島市	6.60%	2.32%	1.23%	2.03%	2.63%	3.14%	3.37%	2.09%	1.83%

	45-49 歳	50-54 歳	55-59 歳	60-64 歳	65-69 歳	70-74 歳	75-79 歳	80-84 歳	85 歳～
徳島市	1.93%	2.04%	2.55%	2.76%	4.60%	4.81%	7.70%	11.23 %	17.23 %
小松島市	2.19%	3.29%	3.21%	3.07%	4.19%	5.33%	8.36%	10.97 %	19.08 %

※救急搬送率 = 令和元年中の救急搬送人員 ÷ 当該年の人口

徳島市及び小松島市における救急搬送人員数の将来推計は、図2.2.3及び図2.2.4に示すとおりである。

徳島市では人口が減少しながらも、2035年までは高齢化などに伴い救急搬送人員数は増え続ける。その後減少傾向に転じ、2045年時点では概ね現状と同程度となる。

小松島市では人口減少に伴い救急搬送人員数も緩やかな減少傾向を示しているが、2045年時点では現状の8割以上になると推計される。

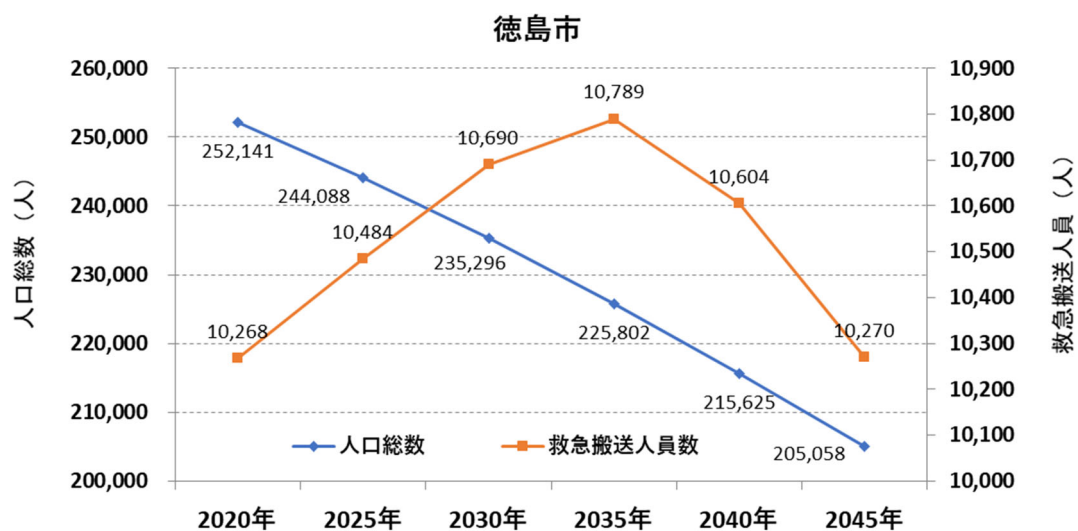


図 2. 2. 3 徳島市内の人口総数及び救急搬送人員数の将来推計

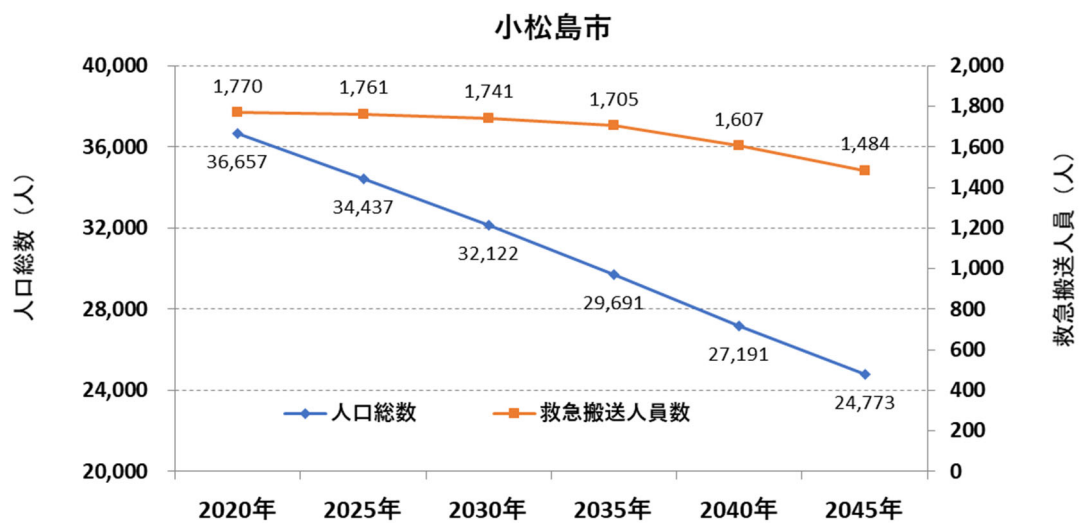


図 2. 2. 4 人口及び救急搬送人員数の将来推計

2.3 現況及び課題の考察

平成26年から令和2年までの7年間は、対象5市町村のいずれにおいても人口が減少している。特に非常備3町村において、平成26年の人口と比べ、1割以上の減少となっている。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計結果によれば、将来人口はさらに減少し続け、2045年には、常備2市の人口は現在より2～3割の減少、非常備3町村は現在より5割前後の減少となる。一方、上勝町を除く4市町村においては、2030年まで75歳以上の高齢者数が上昇する。

高齢化の進行に伴い、救急搬送人員数、災害時要援護者数の増加に止まらず、災害に対し自助・共助能力の低下が危惧される。また、今後30年以内に70～80%程度の確率で発生する南海トラフ巨大地震への備えという観点からも、消防力のさらなる強化が求められる。

消防財政について、常備2市の人口一人当たりの消防費は、全国平均と比べ約6～7割程度で低い水準にある。一方、非常備3町村においては、急激な人口減少により人口当たりの消防費が割高になっており、その財源の多くは地方債、国庫支出金となり、一般財源等が占める割合が低い水準にある。さらに、常備2市における消防費支出の7割前後は人件費であるのに対して、非常備3町村における人件費は1割程度と非常に低い。消防行政を支えている人員の不足という課題も浮き彫りになっている。

将来の人口減、とりわけ生産年齢人口が減少することで、財政面の制約がより厳しくなると考えられる。さらに、高齢化の進行は社会保障費の増大につながる懸念もある。

これらのことを踏まえて、対象5市町村のいずれにおいても、限られた財源の中で、消防力の強化が喫緊の課題となっており、効率的かつ効果的な消防体制の構築及び運営が求められている。

第3章 消防力の状況

国の消防力の整備指針・消防水利の基準*（以下、「指針」と略す。）を踏まえながら、常備2市の消防力の充足状況を検証する。指針上特段の規定のない非常備3町村については、町村からの資料及びヒアリングを通じて考察を行う。

※「逐条問答 消防力の整備指針・消防水利の基準 第2次改訂版」より

3.1 常備2市における消防力の状況

3.1.1 署所数及び車両数

消防署所及び消防車両の基準数と現有数は、表3.1.1に示すとおりである。

- ・ 署所数について、小松島市は基準どおりであるが、徳島市は基準の7に対して、現状は6である。なお、ヒアリングによれば、当面署所の増設又は移転計画ない。
- ・ ポンプ車及び救急車台数については、両市とも基準数を満たしている。

表3.1.1 消防力の基準数と現有数*

	署所数		ポンプ車(台)		救急車(台)	
	基準	現有	基準	現有	基準	現有
徳島市	7	6	11	11	8	10
小松島市	1	1	3	3	2	2

※ 令和2年現在

3.1.2 消防水利数

2市からのデータによれば、消防水利の基準数、現有数及び充足率は表3.1.2に示すとおりである。

- ・ 小松島市の現有水利数は、基準数の約1.6倍であるが、徳島市の現有水利数は基準に達しておらず、充足率が97%である。

表3.1.2 消防水利の基準数及び現有数

	充足率	基準水利数	現有水利数	消火栓	防火水槽 40m ² 以上	防火水槽 20-40m ² 未満
徳島市	97%	4,550	4,393	3,696	222	4
小松島市	162%	472	763	516	60	-

3.1.3 人員数

現有の車両数及び勤務体制を踏まえて、指針に基づき徳島市及び小松島市の消防警防要員の基準数（乗り換え運用を考慮しない場合）を算定した。

表3.1.3及び3.1.4に示すように、両市の警防人員の基準数はそれぞれ343名及び115名となる。一方、両市の警防現有人員数は表3.1.5に示すように、それぞれ169名及び33名であり、基準と比べ大幅に不足している。

表 3.1.3 警防人員の基準数（徳島市消防局）

車 両 種 別		指 揮 車	ポ ン プ 車			化 学 車	救 急 車	は し ご 車	救 助 工 作 車	計	算 定 人 員 数
			消 防 署 の 場 合	出 張 所 の 場 合	水 槽 車 の 場 合						
乗車人員の 基準数	人 / 台	3	5	4	2	4	3	5	5		
東 消 防 署	車両台数	2	3		1		4	1	1	12	
	人員数	6	15		2		12	5	5	45	147
西 消 防 署	車両	2	2		1		2	1		8	
	人員	6	10		2		6	5		29	94
川 内 分 署	車両			1		1	1			3	
	人員			4		4	3			11	36
勝 占 分 署	車両			1			1			2	
	人員			4			3			7	22
津 田 出 張 所	車両			1			1			2	
	人員			4			3			7	22
国 府 出 張 所	車両			1			1			2	
	人員			4			3			7	22
計	車両	4	5	4	2	1	10	2	1	29	
	人員	12	25	16	4	4	30	10	5	106	343
算定人員数		39	81	52	13	13	97	32	16	343	

※ 消防車両の台数は、令和2年度徳島市消防年報による。

※ 算定人員=搭乗員総数×勤務体制×人員措置係数

※ 徳島市消防局の勤務体制は3部制であるため、人員措置係数は約1.08となる。

表 3.1.4 警防人員の基準数（小松島市消防本部）

車 両 種 別		指 揮 車	ポ ン プ 車			化 学 車	救 急 車	は し ご 車	救 助 工 作 車	計	算 定 人 員 数
			消 防 署 の 場 合	出 張 所 の 場 合	水 槽 車 の 場 合						
乗車人員の 基準数	人 / 台	3	5	4	2	4	3	5	5		
小 松 島 市 消 防 署	車両	1	3			1	2	1	1	9	
	人員	3	15			4	6	5	5	38	115
算定人員数		9	46			12	18	15	15	115	

※ 消防車両の台数は、令和3年2月の現有数

※ 算定人員=搭乗員総数×勤務体制×人員措置係数

※ 小松島市消防本部の勤務体制は2部制であるため、人員措置係数は約1.52となる。

表 3.1.5 警防人員の現有数（単位：人）

	消防隊員数	救急隊員数	救助隊員数	計
徳島市消防局※ ¹	94	45	30	169
小松島市消防本部※ ²	24	9		33

※1 令和2年度徳島市消防年報による。

※2 令和3年2月現有人数

3.1.4 消防庁舎

(1) 整備状況

住民の安全・安心を守る拠点である消防庁舎は、平時の火災、救急事案のみならず、地震など大規模災害時においても、十分な機能と役割を果しえる耐震性、安全性、耐久性、自立性が確保されていなければならない。

徳島市及び小松島市の消防庁舎の概要を表3.1.6及び表3.1.7に示す。

徳島市には、建設から30年以上経過している施設が3か所ある。ヒアリングによれば、庁舎の耐震性は確保されているが、西消防署以外は、津波浸水想定地域に立地している。今後、庁舎長寿命化で75年（2058年まで）の使用を考えていることから、当分の間、署所の増設又は移転等の計画はない。

小松島市の庁舎も建設から50年以上経過しているが、車庫も含め庁舎の耐震化工事は平成27年9月に完了しており、また、可能な限り長期間の使用を考えていることなどから、当面の間、増設又は移転等の計画はない。ただし、庁舎は高さ4メートルの津波浸水想定地域に立地しており、津波発生時に仮に本部機能を庁舎の4階に移転させることができるとしても、車両の移動が課題であり、将来的に高台への移転が望ましい。

表 3.1.6 徳島市消防庁舎の概要

	所在地	構造	敷地面積 m ²	建築面積 m ²	延面積 m ²	建築 年月
消防局 東消防署	徳島市新蔵町 1丁目88番地	鉄筋コンクリート造 4階建	2,814.56	1,344.65	3,531.33	S 58.8 増 H3.3
西消防署	徳島市庄町 1丁目76番地の3	鉄筋コンクリート造 4階建	868.75	597.34	2,045.52	訓練棟 S60.10 改 H12.3
東消防署 川内分署	徳島市川内町 大松517番地の2	鉄筋コンクリート造 2階建	530.99	297.90	532.01	S56.3 増 H7.3
東消防署 勝占分署	徳島市西須賀町 下中須29番地の7	鉄筋コンクリート造 2階建	500.00	201.79	371.85	H元.3
東消防署 津田出張所	徳島市津田本町 3丁目1番57号	鉄筋コンクリート造 2階建	431.87	216.66	415.43	H5.3
西消防署 国府出張所	徳島市国府町 府中59番地の4	鉄筋コンクリート造 3階建	231.99	102.00	290.00	H27.2

表 3.1.7 小松島市消防庁舎の概要

	所在地	構造	敷地面積 m ²	建築面積 m ²	延面積 m ²	建築年月
小松島市 消防本部 (消防署)	小松島市横須町 1-1	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨 6階建	市役所と共有 消防本部・署が使用している部分 事務所・・・292 m ² 車庫・・・・・・256 m ² 倉庫・・・・・・100 m ² 合計・・・・・・648 m ²			S43.12

(2) 消防署所の担当エリア

消防署所の整備を検討する上で重要な視点の一つは、各署所が担当できるエリアの広さである。

消防署所の担当エリアは、隣接建物への延焼を防ぐため、ポンプ車が火災現場に到着するために走行にあてることのできる時間(以下、「走行限界時間」という。)内に到着できる距離によって決定される。

消防活動実態調査結果より、出動から放水開始までの所要時間が6.5分を超えると急激に延焼率は高まることから、火元建築物1棟の独立火災を消火するためには、消防隊は出場後6.5分以内に放水を開始しなければならない。また、消防隊が火災現場到着後、放水開始するまでの準備時間は平均2.0分であることから、「走行限界時間」は4.5分となる。

消防署所の担当エリアを把握するには、「走行限界時間」のほか、消防車両の走行速度を設定する必要もある。ここでは、平均的な混雑具合等を加味したグーグルマップのルート検索機能を利用し、後述の表3.1.8に示すとおり、まず常備2市の各消防署所から非常備3町村役場までの走行時間及び距離を調べ、それぞれの走行速度を求めた。次に、非常備3町村毎に、消防署所から役場までの走行速度の平均値及び中央値を求めた。最も低速となっているのが佐那河内村への36.7 km/h(平均値)と35.6 km/h(中央値)であることから、消防車両の平均走行時速を36 km/h程度と仮定し、下式より算定した「走行限界距離」を半径とした円形を消防署所の担当エリアとした。

地図上に示すと図3.1.1のとおりとなる。徳島市及び小松島市内でも、両市の消防署所から走行限界時間の4.5分以内に到着できない地区のあることが明らかである。

○走行限界距離 (2.7km) = 平均走行時速 (36km) × 走行限界時間 (4.5分)

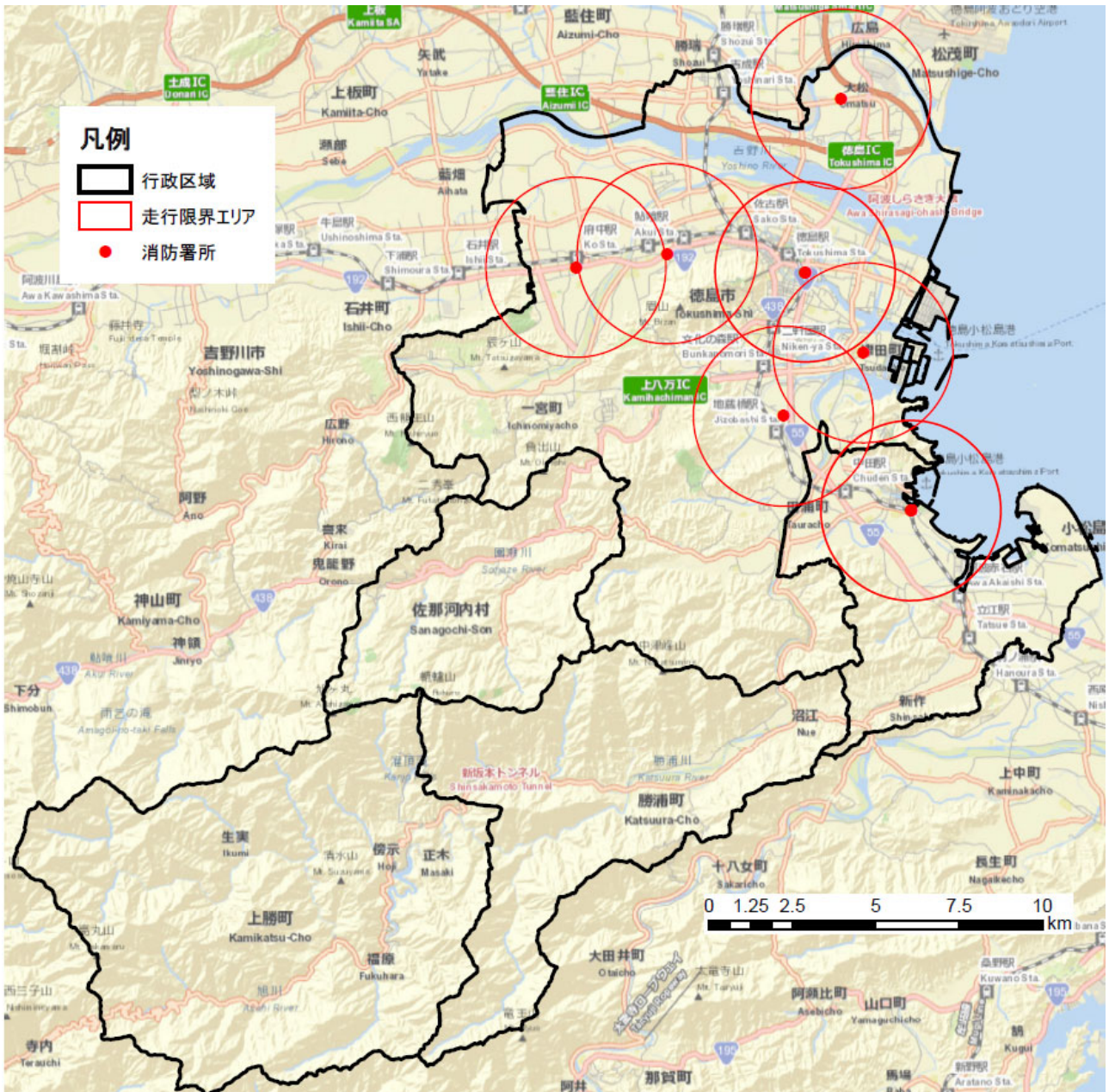


図 3.1.1 消防署所の位置及び担当エリア※
 (※消防署所の担当エリア: 各署所を中心に半径2.7kmの円形)

【参考】

救急活動について、指針上「走行限界時間」に関する規定はないが、徳島市及び小松島市へのヒアリングによれば、令和2年に両市における救急車の出場から現場到着までの平均時間はそれぞれ8.30分及び5.75分であることから、前項の消防署所の担当エリアの定義にならって、救急車の担当エリアを下式で求めた「平均移動距離」を半径とした円形とした。地図上に示すと、図3.1.2のとおりとなる。

徳島市救急車の平均移動距離 (5.0km) = 平均走行時速(36km) × 平均走行時間(8.30分)
 小松島市救急車の平均移動距離 (3.5km) = 平均走行時速(36km) × 平均走行時間(5.75分)

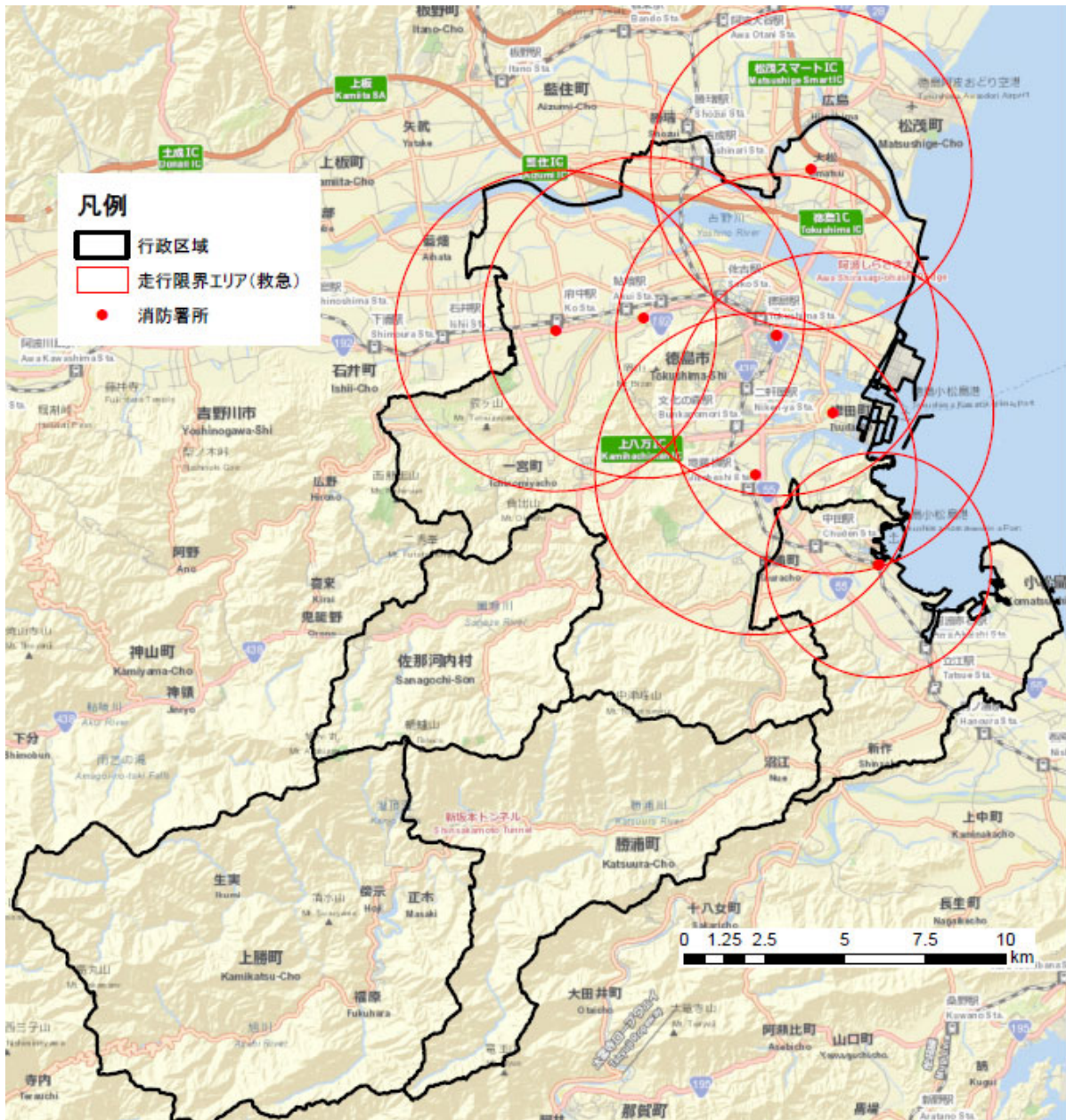


図 3.1.2 消防署所の位置及び救急車の担当エリア※
 (※救急車の担当エリア: 徳島市の署所を中心に半径5km、
 小松島市の署所を中心に半径3.5kmの円形)

図 3.1.1 及び図 3.1.2 から、常備 2 市の消防署所の担当エリア、又は救急車の担当エリアは、非常備 3 町村に到着できないことが分かる。

一方、消防署所から非常備 3 町村までの走行時間等について、グーグルマップのルート検索機能を利用して調べた結果は、表 3.1.8 に示すとおりである。

表より、最短約 21 分、最長約 72 分かかることが分かる。前述したように、署所から走行限界時間 4.5 分以内の区域が当該署所の担当エリアとされていることを鑑みれば、21 分以上の走行時間は決して短くはない。

表 3.1.8 常備署所から非常備 3 町村役場までの走行時間・距離・速度の一覧

出動署所名	現場到着地点		
	勝浦町役場	上勝町役場	佐那河内村役場
東消防署	34分 (20km) 35.3 km/h	56分 (37km) 39.6 km/h	29分 (17km) 35.2 km/h
西消防署	44分 (27km) 36.8 km/h	66分 (41km) 37.3 km/h	22分 (15km) 40.9 km/h
東消防署 川内分署	42分 (28km) 40.0 km/h	64分 (44km) 41.3 km/h	40分 (23km) 34.5 km/h
消防署 勝占分署	24分 (16km) 40.0 km/h	45分 (33km) 44.0 km/h	21分 (14km) 40.0 km/h
東消防署 津田出張所	27分 (19km) 42.2 km/h	48分 (35km) 43.8 km/h	25分 (16km) 38.4 km/h
西消防署 国府出張所	53分 (30km) 34.0 km/h	72分 (45km) 37.5 km/h	28分 (15km) 32.1 km/h
小松島消防署	25分 (16km) 38.4 km/h	46分 (32km) 41.7 km/h	27分 (16km) 35.6 km/h
各署所からの 走行速度	平均値：38.1 km/h 中央値：38.4 km/h	平均値：40.7 km/h 中央値：41.3 km/h	平均値：36.7 km/h 中央値：35.6 km/h

※ グーグルマップのルート検索における走行時間は、検索時の曜日や時刻等も含め、平均的な混雑具合を加味した所要時間となる。

※ 中央値：数字の大きさの順位が中央である値のことである。

3.2 非常備 3 町村における消防力の状況

3.2.1 火災対応

(1) 消防水利数

非常備 3 町村のデータによれば、消防水利の現有数は表 3.2.1 に示すとおりである。

表 3.2.1 非常備 3 町村における消防水利数

	水利数	消火栓	防火水槽 (40m ² 以上)	防火水槽 (20-40m ² 未満)
勝浦町	217	126	76	-
上勝町	86	2	83	1
佐那河内村	216	143	-	73

(2) 体制

ヒアリングから、非常備 3 町村における火災対応の概要及び主な課題は表 3.2.2 に示すとおりである。

表 3.2.2 火災対応の概要と主な課題

勝 浦 町	10分団、247名の団員(20年前の定数)により対応しているが、今後の団員減少への対応が課題。
上 勝 町	年間1、2件程度の火災について、消防団による対応可としているが、今後の団員の減少が課題。
佐 那 河 内 村	年間1、2件程度の火災について、消防団による対応可としているが、団員数が減少しており、将来は不安。山林火災の場合は広域対応が必要となる。

3.2.2 救急対応

既存資料及びヒアリングから、救急対応の概要及び主な課題は表3.2.3に示すとおりである。

表 3.2.3 救急対応の概要と課題

	勝浦町	上勝町	佐那河内村
①緊急通報 受信場所	徳島市消防局 阿南市消防本部	阿南市消防本部 小松島市消防本部	・携帯電話から119通報 徳島市消防局 小松島市消防本部 ・通常電話から119通報 役場 ・救急要請(679-3999) 搬送委託先
②実施主体	・町職員搬送 ・救急救命士(民間委託)	自主運営嘱託 町職員搬送 救急救命士がない。	民間委託 (患者搬送業務) 救急救命士は村雇用で、 勤務は日中のみ。
③搬送車両	高規格救急車 1台 軽自動車 1台	緊急搬送車両 1台	緊急搬送車両 1台 軽自動車 1台
④到着時間	・現場到着約8分 ・医療機関到着約40分 →現場到着・医療機関到着時間の短縮を要望	役場から町の診療所への搬送時間は約30分	・現場到着約9分 ・医療機関到着約45分 村内に病院がないため、 医療機関到着に時間を要する。

3.3 消防力の現状及び課題の考察

消防の業務は、住民の生命・身体・財産を守るという行政サービスの根源的な業務であるため、人口が減少し、人的・財政的に厳しい状況となっても、消防力の維持又は強化を図り、必要なサービスを提供し続けることが不可欠である。

対象市町村における消防力の現状及び課題を考察し、結果を次のように整理した。

(1) 非常備3町村

現状の火災件数は、年間1、2件程度で、消防団による対応として大きな課題はないが、山林火災など大規模火災時の対応を考えると、常備消防との連携を図った広域対応が必要不可欠となる。また、将来の人口減少、特に若年者の減少に伴い、消防体制を支える団員確保にも課題が生じている。

救急件数は、年間100～300件前後で、市町村の行政サービスとして、いわゆる「役場救急」によって対処しているが、夜間の救急救命士の不在や、搬送時間、到着時間が長いなどの課題を抱えている。災害の発生は昼夜を問わないものであり、迅速な対応という観点はもとより、地域住民に安心感を与える観点からも、24時間体制で職員が勤務している救急体制の確立が望ましい。また、救急車両を配置する場合にあっては、山間部等は医療機関までの距離があり、搬送が長時間となる場合が多いことから、医療機関に引き継ぐまでの間、救急救命士を配置し、高度な処置を継続する体制を確保することが救命に効果的である。

非常備3町村における消防力の確保・向上の方策を検討する上で、国の指針上、特段の規定はないが、過疎化が進み将来的にさらなる人口減少及び高齢化などが予想されている実情に即し、近隣常備消防との連携などにより、住民のニーズに応える消防力の強化が期待される。

(2) 常備2市

西消防署（徳島市）以外は、2市の消防庁舎は津波浸水想定地域に立地しており、南海トラフ巨大地震の発生などへの備えを考えると、高台等安全な場所への移転が望ましい。

徳島市の消防水利及び署所数はやや不足しており、また、消防車両の台数は概ね基準を満たしているが、乗車人数は指針上の4人又は5人を下回る署所がある。隊員数が少ないことにより、労務管理上の負担が大きいことや、消防活動の質が確保できない課題が生じてくると考えられる。

小松島市も、徳島市と同様に、消防車両の台数は概ね基準を満たしているが、乗車人数は指針上の4人又は5人を下回り、警防人員の不足も課題の一つである。

2市とも人口は減少傾向にあり、今後のさらなる減少とともに、平均職員数も減少すると推計されることから、消防職員数の減少に伴う消防力の低下が懸念される。

増大する消防需要に的確に対応するには、各本部それぞれの消防力のみでは限界があるため、連携・協力又は広域化による、消防・救急業務に係る行財政上の様々なスケールメリットを最大限に活用することにより、効果的かつ効率的に課題解決を図ることが可能と考えられる。

また、広域化によって生み出された消防力を活用し、常備消防管内における災害対応力の強化のみならず、周辺の山間部、農村部等の消防非常備地域においても適正な消防力を確保することが可能である。

第4章 非常備町村の広域化による効果の分析

4.1 消防広域化の方式について

消防広域化の方式には、事務委託、一部事務組合、広域連合の3つの方式がある。それぞれの根拠法令、制度概要、費用負担、メリット・デメリット及び最近の先進事例をまとめたのが表4.1.1～4.1.3である。

表4.1.1 事務委託の場合

根拠法令	地方自治法第252条の14～第252条の16
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> 普通地方公共団体の事務の一部の執行管理を他の普通地方公共団体に委ねる制度である。 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。 事務の受託をした普通地方公共団体等が当該事務を処理することとなり、委託をした普通地方公共団体が自ら当該事務を管理執行したのと同様の効果を生ずる。当該事務についての法令上の責任は、受託をした普通地方公共団体等に帰属することになり、委託をした普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を執行管理する権限を失うこととなる。
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> 委託事務に要する費用は、委託をした普通地方公共団体が受託をした普通地方公共団体に対する委託費として負担し、その費用の支弁の方法は規約の中で定める。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 法人の設立を要せず、仕組みが簡単で効率性に優れた制度である。 執行が受託団体に一元化されるため、責任の所在が明確である。 各市町村の実情に応じた消防サービスの提供及び負担の適正化が可能である。 業務内容によっては、他の方式と比べ、委託側の財政負担が少ない。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 委託事務についての権限が完全に受託団体に移るため、委託団体は当該事務についての権限を行使できない。 委託団体が委託事務の責任を全て負うことになる。 各市町村が同じ立場で運営に参画できない。
先進事例	<ul style="list-style-type: none"> 茅ヶ崎市消防本部（令和4年4月予定） 大阪府堺市消防局（令和3年4月1日予定） 高岡市消防本部（令和3年4月1日予定） 岐阜市消防本部（平成30年4月1日）

表 4.1.2 一部事務組合の場合

根 拠 法 令	地方自治法第 284 条～第 291 条
制 度 概 要	<ul style="list-style-type: none"> 一部事務組合は、地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体。 一部事務組合が共同処理する事務は、関係地方公共団体の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれる。その事務に係る条例、規則等は当該一部事務組合が制定することとなる。
費 用 負 担	<ul style="list-style-type: none"> 組合の費用は、組合を組織する地方公共団体による分担、組合の財産収入の充当など、その方法を規約の中で定める。
メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村が同じ立場で運営に参画可能。 全体の費用について按分することから、管轄区域内の消防力水準が概ね均一。 固有の執行機関であることから、責任の所在が明確。
デ メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> 機動的かつ迅速な意思決定がしづらい。 運営や存在が住民から見えにくい。 各市町村の実情に応じた対応が難しい。
先 進 事 例	<ul style="list-style-type: none"> あぶくま消防本部 (平成 31 年 4 月 1 日) 尾三消防組合 (平成 30 年 4 月 1 日) 草加八潮消防組合 (平成 28 年 4 月 1 日) 富山県東部消防組合消防本部 (平成 25 年 1 月 25 日)

表 4.1.3 広域連合の場合

根 拠 法 令	<p>地方自治法</p> <p>第 284 条、第 285 条の 2、第 291 条の 2～第 291 条の 13</p>
制 度 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、その実施のために必要な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体。 ・ 一部事務組合と比べ、国、都道府県等から直接に権限等の委任を受けることができること、直接請求が認められているなどの違いがある。 ・ 広域連合が共同処理するものとされた事務は、関係地方公共団体の権能から除外され、広域連合に引き継がれる。その事務に係る条例、規則等は当該広域連合が制定することとなる。
費 用 負 担	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域連合の費用は、規約の中で定める。構成団体が分担する場合は、その割合を構成団体の人口、面積、地方税の収入額、財政力その他客観的な指標に基づき定める。
メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な行政ニーズに柔軟かつ複合的に対応できる。同一の事務を持ち寄って共同処理する一部事務組合に対して、広域連合は多角的な事務処理を通じて広域的な行政目的を達成することが可能な仕組みとなっている。 ・ 責任の所在が明確である。 ・ 広域的な調整をより実施しやすい仕組みである。広域計画には、広域連合の処理する事務ばかりでなく、これに関連する構成団体の事務についても盛り込むことができ、その構成団体の事務の実施について、勧告することができる。 ・ 直接国又は都道府県から権限移譲の受け皿となることができる。 ・ より民主的な仕組みである。
デ メ リ ッ ト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機動的かつ迅速な意思決定がしづらい。 ・ 運営や存在が住民から見えにくい。 ・ 各市町村の実情に応じた対応が難しい。 ・ 受託団体が受託事務の責任を全て負うことになる。 ・ 地域の意見を反映しにくい。 ・ 事務に関して権限を直接行使できない。
先 進 事 例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上伊那広域消防本部 （平成 27 年 4 月 1 日） ・ 佐賀広域消防局 （平成 25 年 4 月 1 日）

広域連合は、国、県から直接権限の委任を受けるもので、この方式を採用している組織は、消防事務のほか複数の事務を広域的に処理するために設置している例がほとんどである。本調査における消防の広域化には、それほど強い権限は必要なく、また関係団体の同意を得るためにも業務を増やすことは困難であるため、事務委託か一部事務組合のいずれかがふさわしいと考える。

3町村の消防非常備解消のための広域化方式として、これまでの検討や協議などの経緯も踏まえ、大きく表4.1.4に示す3つのパターンが考えられる。各方式の設置手続き、業務執行・管理方法及び費用負担の概要は表4.1.5～表4.1.8に示すとおりである。

表4.1.4 本調査における広域化のパターン

広域化のパターン		事務委託	組合設置
①	5市町村で広域化	徳島市に4市町村（小松島市・勝浦町・上勝町・佐那河内）が事務委託	5市町村で一部事務組合等設置
②	近隣の消防常備市との広域化	a. 佐那河内村が徳島市に事務委託 b. 勝浦町・上勝町が小松島市に事務委託	—
③	非常備3町村で広域化	—	3町村で一部事務組合等設置

表4.1.5 4市町村が徳島市に消防事務を委託する場合

項目	概要
設置手続き	県知事へ届出
広域化の概要	4市町村（小松島市・勝浦町・上勝町・佐那河内）の消防事務の執行・管理を徳島市消防局に委託する。
	対応案：非常備町村に署所を設置する。
費用負担の方法	消防サービス提供に係る費用は、委託費として4市町村が負担する。

表 4.1.6 5市町村で一部事務組合等を設置する場合

項目	概要
設置手続き	県知事へ申請（許可必要）
広域化の概要	消防業務は5市町村の権限から除外され、一部事務組合に引き継がれる。消防業務に係る条例、規則等は一部事務組合が制定する。 対応案：非常備町村に署所を設置する。
費用負担の方法	組合の費用は、5市町村による分担 （事務委託方式に比べ、組合議会の設置、組織を運営する費用などより多くの費用及び事務量が発生する。）

表 4.1.7 近隣市町村で広域化する場合

項目	概要
設置手続き	県知事へ届出
広域化の概要	a. 佐那河内村の消防事務の執行・管理を徳島市消防局に委託する。 b. 勝浦町・上勝町の消防事務の執行・管理を小松島市消防本部に委託する。
費用負担の方法	消防サービス提供に係る費用は、委託費として委託元が負担する。

表 4.1.8 3町村で一部事務組合等を設置する場合

項目	概要
設置手続き	県知事へ申請（許可必要）
広域化の概要	消防業務は3町村の権限から除外され、一部事務組合に引き継がれる。消防業務に係る条例、規則等は一部事務組合が制定する。
費用負担の方法	組合の費用は、3町村による分担 （事務委託方式に比べ、組合議会の設置、組織を運営する費用などより多くの費用及び事務量が発生する。）

4.2 費用負担の事例

広域化によるメリット・デメリットを具体的に検討する際の参考とするため、事務委託及び組合設置の場合の費用負担の事例を収集・整理した。

費用負担の割合は大きく2つの考え方に分類できる。

一つは消防力を確保するための資源投入量（インプット）を基準にする考え方、もう一つは整備した消防力の受益対象（アウトプット）を基準にする考え方である。それぞれの考え方の概要、例示及びメリット・デメリットを次のようにまとめた。

	インプットによる考え方	アウトプットによる考え方
概 要	一定の消防力を確保するための資源投入量を基準にする考え方	整備した消防力の受益対象を基準にする考え方
割合の例示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員数割 広域化時の職員数の割合に基づき按分する。 ・ 基準財政需要額割 構成市町村の財政規模に応じて負担する方法で消防費に係る基準財政需要額の割合で按分する。 ・ 単独消防費割 単独消防で見込まれる消防費の割合で按分する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口割 消防救急出動件数は各市町村の人口規模と相関があることから、人口の割合に基づき按分する。 ・ 面積割 面積の割合に基づき按分する。
メ リ ッ ト	これまでの消防費に近い割合となるため、新たな負担が生じにくい。	受益と費用負担の関係を利用するため、公平感を得やすい面がある。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域化により、拠出すべき消防費用がこれまでと大きく異なる場合には合理性に欠ける場合がある。 ・ 単独消防費の割合等は、消防の広域化後に算出困難な場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの消防費用と異なる割合で算定されることが多く、どちらかの市町村に新たな負担が生じる可能性がある。 ・ 受益と費用負担の関係が成立していない場合があり、事前の予測も困難である。

4.2.1 事務委託の費用負担例

(1) 【神奈川県茅ヶ崎市消防本部の場合】

平成28年2月から茅ヶ崎市及び寒川町による消防指令業務の共同運用を開始し、同年4月1日には、消防の広域化に向けた検討を開始した。令和4年4月に、寒川町から茅ヶ崎市への事務委託方式での広域化を目指している。

計画されている費用負担の概要は表4.2.1に示すとおりである。

表4.2.1 費用負担例（茅ヶ崎市消防本部）

項 目		基本的な考え方
1) 初期投資費用 ・ 消防指令システムの修正 ・ 庁舎の改修 ・ 貸与品など		委託する側の寒川町が負担する。
2) 人件費（職員給与費等）		職員数により両市町が按分負担する。
3) 庁舎・車両		基準財政需要額（消防費）の割合により、両市町が按分負担する。
4) 本署	庁舎	特殊車両等利用相当分（62.5%）を基準財政需要額（消防費）の割合により、両市町が按分負担する。
	ポンプ車・救急車	茅ヶ崎市が負担する。
	救助工作車・はしご車等特殊車両	基準財政需要額（消防費）の割合により、両市町が按分負担する。
5) 消防指令システムの更新		基準財政需要額（消防費）の割合により、両市町が按分負担する。
6) 経常経費		
7) 歳入（救急支弁金・危険物手数料等、庁舎使用料・自動販売機使用料等）		歳入は消防費に充当する。 歳出が基準財政需要額（消防費）の割合による按分負担のため、歳入も基準財政需要額（消防費）の割合で両市町に充当される。

【出典】：茅ヶ崎市・寒川町広域消防運営計画 平成31年3月

(2) 【大阪府堺市消防局の場合】

令和元年8月から「堺市・大阪狭山市消防広域化協議会」を設置し、広域化による消防運営に関する協議を開始した。令和3年4月1日から、大阪狭山市から堺市への消防事務委託方式での広域化を予定している。

計画されている費用負担の概要は表4.2.2に示すとおりである。

表 4.2.2 費用負担例（堺市消防局）

項 目	基本的な考え方
1) 初期投資費用	委託する側の大阪狭山市が負担する。
2) 委託料	委託する側の大阪狭山市が負担する。 ※委託料 堺市の消防事務に係る費用（各市単独経費を除く。）を、各市の基準財政需要額の割合により算出した額とする。
3) 消防車両等の整備	広域化後の消防車両等の整備は、堺市が全て行うものとし、大阪狭山市は、委託料として応分の財政負担を負う。

【出典】：堺市・大阪狭山市広域消防運営計画 令和2年8月

（3）【富山県高岡市消防本部の場合】

令和元年7月23日に、「高岡市・氷見市消防広域化協議会」を設置し、広域化に関する協議を開始した。令和3年4月1日に氷見市から高岡市への事務委託方式での広域化を目指している。

計画されている費用負担の概要は表4.2.3に示すとおりである。

表 4.2.3 費用負担例（高岡市消防本部）

項 目	基本的な考え方
1) 初期投資費用 ・出張所の新築 ・消防指令システムの改修など	投資の目的、消防力の受益者等を明確にした上で、種別ごとに実費による算出、または、両市の受益と負担が明確となる割合を用いた按分方法により、両市の負担額を算出する。 原則、両市がそれぞれ予算計上して行うものについては各々が執行し、それ以外の両市で按分を要する経費等については、高岡市が予算計上を行って執行し、氷見市が応分の負担金を高岡市に支払う。
2) 消防事務の執行に係る共通費用 ・消防指令事務共同運用事業費 ・消防本部施設維持管理経費 ・特殊車両、消防本部車両等購入及び維持管理費など	受益と負担が明確となる割合により按分する。それぞれの市の負担額を算出するにあたっては、種別ごとに次の割合で按分し、両市の負担額を算出する。 ・人口割 ・職員数割 ・署所数割 ・車両、資機材等台数割 ・基準財政需要額（消防費）割 ・上記割合の複数組み合わせ

【出典】：高岡市・氷見市広域消防運営計画 令和2年1月

(4) 【岐阜県岐阜市消防本部の場合】

平成28年11月28日に、「岐阜地域4市1町消防広域化推進協議会」を設置し、広域化に関する協議を開始した。平成30年4月1日に瑞穂市、山県市、本巣市及び北方町から岐阜市への事務委託方式での広域化を実現した。

費用負担の概要は表4.2.4に示すとおりである。

表4.2.4 費用負担例（岐阜市消防本部）

項 目		基本的な考え方
1) 初期投資費用		<ul style="list-style-type: none"> ・ 初期投資費用は、投資目的及び受益者を明確にし、負担方法を定める。 ・ 消防の広域化に伴い臨時的に必要な費用（住民等への広報に係る費用、広域化構成市町による按分を要する費用を除く。）については、消防事務を委託する市町が負担する。 ・ 構成市町による按分を要する費用は、別に定める比率により負担する。
2) 事務執行費用	委託料	<p>毎年度支出される経常的経費であるため、原則として「人件費」や「物件費」等に適用する。</p> <p>目的、用途、受益者等を明確にし、以下の割合で各市町の負担額を算出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人口割 ・ 職員数割 ・ 署所数割 ・ 車両台数割
	負担金	<p>事務委託を進める中で、庁舎の大規模改修や車両の増車など臨時的に必要な経費とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時的に要した費用に各市町の比率を乗じて得た岐阜市の請求額を、負担金として支払う。

【出典】：岐阜地域4市1町広域消防運営計画 平成29年3月

4.2.2 組合設置の費用負担例

(1) 宮城県あぶくま消防本部

平成29年7月27日に、「岩沼市消防本部・亶理地区行政事務組合消防本部消防広域化協議会」を設置し、消防の広域化へ向けた協議を開始した。平成31年

4月1日に、一部事務組合方式による1市2町（岩沼市、亶理町、山元町）の消防広域化を実現した。

費用負担の概要は表4.2.5に示すとおりである。

表4.2.5 費用負担例（あぶくま消防本部）

項 目	基本的な考え方
1) 共通経費 （人件費、需要費、庁舎・車両維持管理費等）	基準財政需要額（消防費）の割合により、岩沼市 40.903%、亶理町 40.174%、山元町 18.923%の割合で負担する。
2) 臨時経費 （庁舎の増改築費及びシステム改修等の新本部立上げ経費）	各市町均等負担とする。
3) 特別経費 （署所の建設費用）	亶理地区の消防庁舎2棟の建替えに要する費用については、亶理町と山元町で負担し、岩沼市には負担を求めない。

【出典】：岩沼・亶理地区広域消防運営計画 平成30年7月

（2）愛知県尾三消防組合

平成28年4月12日に、広域消防運営計画の策定のため、「尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会」を設置した。平成30年4月1日に、一部事務組合方式による4市1町（豊明市、日進市、みよし市、長久手市及び東郷町）の消防広域化を実現した。

費用負担の概要は表4.2.6に示すとおりである。

表4.2.6 費用負担例（尾三消防組合）

項 目	基本的な考え方
1) 広域化後3年間	費用の著しい増額を抑制するため、各消防本部の常備消防に係る経常経費（公債費を除く。）の平成28年度決算額の比率を基に各市町が負担する。
2) 広域化後4年目以降	次に示す指標による按分に変更する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 均等割、面積割 ・ 直近3年間の救急件数割 ・ 消防費に係る基準財政需要額割

【出典】：尾三消防組合・豊明市・長久手市広域消防運営計画 平成29年10月

(3) 埼玉県草加八潮消防組合

平成25年4月に「草加市及び八潮市消防広域化協議会」を設置し、広域化に関する協議を重ねてきた。平成28年4月1日に、一部事務組合方式による2市（草加市、八潮市）の消防広域化を実現した。

費用負担の概要は表4.2.7に示すとおりである。

表4.2.7 費用負担例（草加八潮消防組合）

項 目	基本的な考え方
1) 経常的経費、広域消防組織の準備経費	人口割 平成29年度まで経過措置
2) 消防車両の更新、資機材等備品購入等	(地方債を活用した場合は後年度償還額)
3) 各市の単独事業、消防水利経費	各市の負担
4) 消防団経費、庁舎建設、大規模改修等	(地方債を活用した場合は後年度償還額)

【出典】：草加市・八潮市広域消防運営計画 平成27年1月

(4) 富山県東部消防組合消防本部

富山県東部消防組合消防本部は、富山県の東部地域に位置する魚津市、滑川市、上市町、舟橋村の2市1町1村で構成され、平成25年1月25日に一部事務組合として発足し、全国初の非常備消防の解消例となった。

費用負担の概要は表4.2.8に示すとおりである。

表4.2.8 費用負担例（富山県東部消防組合消防本部）

項 目	基本的な考え方
1) 経費（人件費など）	・ 基準財政需要額割20% ・ 人口割80%
2) 消防指令センター及び署所等施設整備費	50%は建設地を管轄する市町村が負担し、残りの50%は上記1)で定める負担割合で構成市町村が負担する。
3) 署所に配置する消防車両の負担	署所の属する市町村が負担する。

【出典】：富山県東部消防組合広域消防運営計画 平成24年10月

4.2.3 消防署所（分遣所）設置の費用例

指針において、市街地における消防署所の整備水準については明確に定められているが、市街地に該当しない山間部等については、それぞれの地域の実情に応じて設置することになっている。

非常備町村の常備化を実施する場合、旧非常備町村に署所を設置する過去の例がある。その場合、財政面などを配慮し、旧警察官の分遣所を活用したり、地区センターや地域の防災コミュニティセンター、消防団詰所との合築などの工夫が見受けられる。

署所設置の場合の建築費の概算等について、消防非常備解消以外の事例も含め、常駐人員3～5名程度の分遣所の設置例を調査した。

概要は次のとおりである。

(1) 舟橋分遣所（上市消防署）（管轄区域は指定していない）

	竣工：平成26年 3月25日
	開所：平成26年10月 1日
	1階建て鉄骨造
	敷地面積：460.12㎡
	建築面積：262.83㎡
	消防ポンプ自動車 1台
	救急車 1台
	常駐人員 3名
	庁舎建築費約8,000万円

(写真出典：富山県東部消防組合消防本部、令和2年消防年報)

(2) 稲垣分遣所（つがる市北消防署）（管轄区域は指定していない）

	竣工：令和元年 12月 20日
	開所：令和2年 9月 1日
	鉄筋コンクリート造平屋建て
	敷地面積：1297.60㎡
	建築面積：288.27㎡
	(令和3年2月末日現在)
	救急車 1台
	常駐人員 3名
	建築費約1億3千万円

(写真提供：つがる市消防本部)

(3) 南分遣所 (日向市消防署) 管轄面積：61,823 km² 人口：6,435 人



(写真出典：DディリーWeb
2020年4月2日3面)

竣工：令和2年 3月12日
開所：令和2年 4月 1日

2階建て鉄骨造
敷地面積：2,292.11 m²
建築面積： 335.23 m²

水槽付き消防ポンプ自動車 1台
高規格救急車 1台
常駐人員 3名
(原則として救急救命士が在駐)

建築主体工事費約9,400万円

(4) 美浜町東部分遣所 (知多南部消防組合消防本部) (管轄区域は指定していない)



(写真提供：知多南部消防組合消防本部)

竣工：昭和53年3月10日
開所：令和 2年4月 1日

2階建て木造
敷地面積：92.56 m²
建築面積：36.43 m²

消防ポンプ自動車 1台
救急車 1台
常駐人員 4名
(消防署から8:30~17:15の間移動配置で対応、17:15以降は消防署に戻る。)

建築費約390万円

※ 建物は美浜町消防団布土分団詰所2階の一室を使用。

※ 1階車庫は分団車両が使用しているので、車両は敷地内に屋外駐車待機。

(5) 西分遣所 (五戸消防署) (管轄区域は指定していない)



(写真出典：八戸地域広域市町村圏事務組合
消防本部、令和元年度消防年報)

竣工：令和元年7月 2日
開所：令和元年7月10日

1階建て鉄骨造
敷地面積：5,995.94 m²
建築面積： 632.83 m²

水槽付き消防ポンプ自動車 1台
消防車 1台
救急車 1台
常駐人員 5名

庁舎本棟工事費約2億3千万円

4.2.4 消防指令システムの整備費用例

広域連携に伴い、消防指令センターの共同整備と運用によって、応援出動の迅速化、施設整備費や維持管理費の長期的な経費節減効果が見込まれる。

消防指令システムの整備・維持費は、システムの機能、規模（指揮・指令台数、事案対応可能数等）、導入方法及びメーカーなどによって違って来る。

令和2年に当センターがある県内の13消防本部に対して行った調査結果によれば、平成25年～平成30年の間に導入された消防指令システムの導入費用は消防本部によって大きく異なり、約6千万円～12億、年間維持費は約700万円～6,000万円（対象設備の異なる例が含まれる。）であった。ただし、一部の消防本部の導入費用には、消防指令システム以外の費用も含まれている。

4.3 広域化による消防力の効果と費用の考察

想定される5つの広域化方式について、消防力の効果と費用の両面を中心に考察し、メリット及びデメリットを表4.3.1～表4.3.5に示すとおり整理した。

表4.3.1 4市町村が徳島市に委託する場合

(非常備3町村)

	メリット	デメリット
消 防 力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防業務や救急救命士乗車による救急搬送などの消防サービスが提供できるようになる。 ・ 大規模災害時の対応力が強化される。 <p>※佐那河内村又は勝浦町に拠点となる分遣所などの設置が望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防事務に関して権限が失われ、消防事務の管理及び執行に当たって議会や町民・村民の意向を反映させるための法的手段が失われる。(ただし、連絡会等を設置し、相互の意思疎通は可能) ・ 分遣所などが設置されない町村は、現場到着時間等が長くなる。
費 用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各町村の実情に応じた消防サービスの提供と費用負担ができ、事務組合と比べ、財政負担が小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域化の実施に伴う施設整備や、消防事務を遂行するために要する費用を負担する必要がある。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常備2市との消防の技術・知識等の共有が深まる。 ・ 複数の団体の集合体である事務組合と比べ、責任の所在が明確である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村が同じ立場で消防業務の運営に参画できない。 ・ 消防に係る各種計画・事業の実施にあたり、各団体との調整が必要となる。

(常備2市)

	メリット	デメリット
消 防 力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初動で出動可能な消防車両が増加し、また、本部要員等を現場に割り当てることにより、部隊の人員強化が可能となる。 ・ 2市の境界線付近の一部エリアにおいて、消防車両の直近出動により、現場到着時間等が短縮される。 ・ 勝浦町又は佐那河内村に拠点となる分遣所などを設置する場合、境界線付近の徳島市、小松島市内の一部エリアにおいて、現場到着時間等が短縮される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徳島市は、4市町村への救急などの出動時に、自管轄内で災害が発生した場合、対応が困難となるおそれがある。 ・ 小松島市は、消防本部が組織外の存在となるため、消防行政への関与が希薄になりやすい。また、消防事務に関する議会や市民の意向を反映させるための法的手段が失われる。(ただし、連絡会等を設置し、相互の意思疎通は可能)
費 用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防車両や高度な消防資機材などに対する重複投資の回避により経費削減が図れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小松島市は、広域化の実施に伴う施設整備等や、消防事務を遂行するために要する費用を負担する必要がある。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域化後、消防職員数が増加することにより、人事ローテーションの設定が容易となる他、高度な研修への派遣などが可能となり、組織の活性化や職員の能力向上が図られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徳島市は、4市町村の防災部門や消防団との連携を図る必要がある。

表 4.3.2 5市町村で一部事務組合等を設置する場合

(非常備3町村)

	メリット	デメリット
消 防 力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防業務や救急救命士乗車による救急搬送などの消防サービスが提供できるようになる。 ・ 消防力の水準を均一化することも可能となる。 <p>※佐那河内村又は勝浦町に拠点となる分遣所などの設置が望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防業務に係る条例、規則等は一部事務組合が制定することとなり、常備2市及び3町村を含む複数の団体のそれぞれの実情に応じた規約の策定及び実行が難しい場合がある。 ・ 分遣所などが設置されない町村は、現場到着時間等が長くなる。
費 用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合経費を、5市町村が分担することにより、個々の団体の負担が平準化される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合議会の設置等、組織運営にも一定の費用が必要となり、事務委託と比べ負担増の可能性はある。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合議会を設けるため、常備2市と同じ立場で消防業務の運営に参画することが可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務委託方式と比べ、組合設置に係る条例、規則、制度等の新設に伴う業務量が増加する。 ・ 複数の団体の集合体であるため、3町村の責任の所在が明確にできない可能性がある。 ・ 組合を構成する市町村の意見を集約し、合意形成を図るのに時間がかかる。 ・ 組合職員の任用、職員の身分及び給与の一本化を図る必要がある。

(常備2市)

	メリット	デメリット
消 防 力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初動で出動可能な消防車両が増加し、また、本部要員等を現場に割り当てることにより、部隊の人員強化が可能となる。 ・ 2市の境界線付近の一部エリアにおいて、消防車両の直近出動により、現場到着時間等が短縮される。 ・ 勝浦町又は佐那河内村に拠点となる分遣所などを設置する場合、境界線付近にある2市の一部エリアの現場到着時間等が短縮される。 ・ 南海トラフ巨大地震等により浸水した場合は、署所を拠点として災害活動ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防本部が組織外の存在となる。また、消防事務の執行に当たって、防災部門や消防団との関係を整理する必要がある。
費 用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防車両や高度な消防資機材などに対する重複投資の回避により経費削減が図れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合議会の設置等、組織運営にも一定の費用が必要となる。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域化後、消防職員数が増加することにより、人事ローテーションの設定が容易となる他、高度な研修への派遣などが可能となり、組織の活性化や職員の能力向上が図られる。 ・ 2市が同じ立場で消防業務の運営に参画することが可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務委託方式と比べ、組合設置に係る条例、規則、制度等の新設に伴う業務量が増加する。 ・ 複数の団体の集合体であるため、2市の責任の所在が明確にできない可能性がある。 ・ 組合を構成する市町村の意見を集約し、合意形成を図るのに時間がかかる。 ・ 組合職員の任用、職員の身分及び給与の一本化を図る必要がある。

表 4.3.3 佐那河内村が徳島市に事務委託する場合

(佐那河内村)

	メリット	デメリット
消 防 力	<ul style="list-style-type: none"> 消防非常備が解消され、予防業務や救急救命士乗車による救急搬送などの消防サービスが提供できるようになる。 佐那河内村に拠点となる分遣所などの設置が望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防事務に関して権限が失われ、消防事務の管理及び執行に当たって議会や村民の意向を反映させるための法的手段が失われる。(ただし、連絡会等を設置し、相互の意思疎通は可能)
費 用	<ul style="list-style-type: none"> 村の実情に応じた消防サービスの提供と費用負担ができ、事務組合と比べ、財政負担が小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 広域化の実施に伴う施設整備等や、消防事務を遂行するために要する費用を負担する必要がある。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> 徳島市との消防の技術・知識等の共有が深まる。 	<ul style="list-style-type: none"> 徳島市と同じ立場で運営に参画できない。

(徳島市)

	メリット	デメリット
消 防 力	<ul style="list-style-type: none"> 佐那河内村に拠点となる分遣所などを設置する場合、境界線付近の徳島市内の一部エリアにおいて、現場到着時間等が短縮される。 南海トラフ巨大地震等により浸水した場合は、署所を拠点として災害活動ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 佐那河内村への救急などの出動時に、自管轄内で災害が発生した場合、対応が困難となるおそれがある。 市域を超えて、適正な署所、車両、人員配置を検討する必要がある。
費 用	<ul style="list-style-type: none"> 村に提供する消防サービスに応じた委託費等が支払われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 委託費用や支弁方法などについて、協議及び規約の策定などを行う必要がある。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> 管轄地域の拡大に伴い、消防需要に応じた署所の適正配置を図ることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 佐那河内村の防災部門や消防団との連携を図る必要がある。

表 4.3.4 勝浦町・上勝町が小松島市に委託する場合

(勝浦町・上勝町)

	メリット	デメリット
消 防 力	<ul style="list-style-type: none"> 消防非常備が解消され、予防業務や救急救命士乗車による救急搬送などの消防サービスが提供できるようになる。 勝浦町に拠点となる分遣所などの設置が望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防事務に関して権限が失われ、消防事務の管理及び執行に当たって議会や町民の意向を反映させるための法的手段が失われる。(ただし、連絡会等を設置し、相互の意思疎通は可能) 署所の立地によっては、上勝町の現場到着時間等が長くなる。
費 用	<ul style="list-style-type: none"> 2町の実情に応じた消防サービスの提供と費用負担ができ、事務組合と比べ、財政負担が小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 広域化の実施に伴う施設整備等や、消防事務を遂行するために要する費用を負担する必要がある。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> 2町が小松島市との消防の技術・知識等の共有が深まる。 	<ul style="list-style-type: none"> 小松島市と同じ立場で消防業務の運営に参画できない。

(小松島市)

	メリット	デメリット
消 防 力	<ul style="list-style-type: none"> 勝浦町に拠点となる分遣所などを設置する場合、境界線付近の小松島市内の一部エリアにおいて、現場到着時間等が短縮される。 南海トラフ巨大地震等により浸水した場合は、署所を拠点として災害活動ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 勝浦町又は上勝町への救急などの出動時に、自管轄内で災害が発生した場合、対応が困難となるおそれがある。 市域を超えて、適正な署所、車両、人員配置を検討する必要がある。 人材の育成に時間がかかる。
費 用	<ul style="list-style-type: none"> 勝浦町及び上勝町に提供する消防力に応じた委託費が支払われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 委託費用や支弁方法などについて、協議及び規約の策定などを行う必要がある。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> 管轄地域の拡大に伴い、消防車両、人員などの消防力の適正配置を図ることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 勝浦町及び上勝町の防災部門や消防団との連携を図る必要がある。

表 4.3.5 3 町村で一部事務組合等を設置する場合

(非常備 3 町村)

	メリット	デメリット
消 防 力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防業務や救急救命士乗車による救急搬送などの消防サービスが提供できるようになる。 ・ 消防力水準が均一となる可能性がある。 <p>※佐那河内村又は勝浦町に拠点となる分遣所などの設置が望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防業務に係る条例、規則等は一部事務組合が制定することとなり、3 町村それぞれの実情に応じた規約の策定及び実行が難しい場合がある。 ・ 分遣所などが設置されない町村は、現場到着時間等が長くなる。
費 用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合経費を、3 市町村が分担することにより、個々の団体の負担が平準化される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合議会の設置、組織運営等のため、事務委託と比べ、負担が増加する可能性がある。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合議会を設けるため、3 町村が同じ立場で消防業務の運営に参画することが可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務委託方式と比べ、組合設置に係る条例、規則、制度等の新設に伴う業務量が増加する。 ・ 構成町村の責任の所在が明確にできない可能性がある。 ・ 組合を構成する市町村の意見を集約し、合意形成を図るのに時間がかかる。 ・ 組合職員の任用、職員の身分及び給与の一本化を図る必要がある。 ・ 消防の知識、ノウハウ等、職員一人ひとりのスキルの向上が求められる。 ・ 人材の育成に時間がかかる。

4.4 広域化に伴う財源の活用

広域化に伴う市町村の財政負担の軽減は、消防非常備の円滑的な解消につながる。そのため、国からの財政支援を有効活用することが重要である。現状の国の財政支援の概要は表4.4.1に示すとおりである。

表4.4.1 広域化に伴う国の財政支援等一覧

名 称 等	財政支援対象等	条 件 等
消防広域化準備経費 【特別交付税措置】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域消防運営計画策定経費 ・ 法定協議会負担金 ・ 広報誌作成費等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県推進計画に定められた組合せ内の広域化であること
消防広域化臨時経費 【特別交付税措置】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 準備品等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県推進計画に定められた組合せ内の広域化であること
消防署所等の整備 【一般単独事業債】 起債充当率 90 【緊急防災・減災事業債】 (令和7年度まで) 起債充当率 100% 普通交付税算入率 70%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防署所の増改築等 ・ 統合される消防本部を消防署所等として活用するための改築等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重点地域に指定されていること ・ 広域消防運営計画に基づく事業であること ・ 消防の広域化後10年以内に完了すること
消防車両等の整備 【防災対策事業債】 起債充当率 90% 普通交付税参入率 50% 【緊急防災・減災事業債】 (令和7年度まで) 起債充当率 100% 普通交付税算入率 70%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機能強化を図る消防車両等の整備等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重点地域に指定されていること ・ 広域消防運営計画に基づく事業であること ・ 消防の広域化後5年以内に完了すること

【出典】：消防庁消防・救急課：消防広域化関係資料 令和2年9月

第5章 調査結果のまとめ

本調査は、広域化の是非の判断に先立ち、県東部地域における常備消防（徳島市、小松島市）及び非常備消防（勝浦町、上勝町、佐那河内村）の5市町村を対象とし、現状及び課題などを考察した上で、非常備の解消を図る場合の広域化方式及び各方式のメリット・デメリットについて検討を行った。

考察結果から、人口減少・高齢化の進行に伴い、人的・財政的制約が一層厳しくなっていくことが見込まれる中、増大する救急搬送需要や、多様化・複雑化・大規模化する災害に的確に対応していくためには、スケールメリットを最大限に活用できる広域化の必要性が改めて認識された。

総務省消防庁が平成18年に示した基本指針以降に実現した消防の広域化は、平成31年4月1日時点で全国に54地域あり、うち15地域が事務委託方式、36地域が一部事務組合方式、3地域が広域連合方式を採用している。

これまで検討してきたとおり、消防の広域化を図る方式としては、大きく分けて、地方自治法に基づく特別地方公共団体を設置する「広域連合方式」や「一部事務組合方式」による方式（組合方式）と「事務委託」による方式（委託方式）の2つに分類される。

まず、組合方式については、「広域連合方式」の場合、国や都道府県に事務・権限の委譲を要請できることや直接請求を認められているなど、「一部事務組合方式」と比べて権限が強い反面、広域計画の作成を義務づけられているなど業務が増加することになる。消防の広域化にそれほど強い権限は必要なく、また広域計画の作成のため、関係市町村に現状以上の業務を増やすことに困難が伴うことから、組合方式を採用するのであれば、「一部事務組合方式」のほうがより妥当と考える。

次に、「一部事務組合方式」と「事務委託方式」のどちらの方式が、より妥当かという点がポイントとなる。

これまでの考察で述べてきたとおり、消防の広域化を進めるにあたって、いずれの方式を採用しても、それぞれメリット・デメリットを内包している。

一部事務組合方式は、構成市町村が同等の立場で運営に参加できるメリットがある一方で、組合議会の設置等、組織を運営するための新たな事務や一定の経費が必要となるなどのデメリットがある。

事務委託方式は、消防の広域化に合わせた関係自治体の調整のみで、維持についても現行に近い形で運営していくことが可能となるため、導入時及び導入後においても、一部事務組合方式に比べ、事務量や経費を縮減できるメリットがある一方で、委託した自治体からは消防事務を運営する権限がなくなるため、委託自治体側と受託自治体間において、意思疎通を図るための協議の場を設けるなど、円滑に消防事務が実施されるよう留意する必要がある。

事務委託方式には、佐那河内村から徳島市に、勝浦町・上勝町から小松島市に委託する方式が考えられるが、常備2市と非常備3町村との間の消防力の不均衡が激しく、常備2市にとってメリットが少ないことに加え、非常備3町村への救急事案などの出動時に、自管轄内で災害が発生した際の対応が困難となるおそれもあることから、合意形成が難しいと予想される。

そこで、小松島市も加えた4市町村から徳島市に委託する方式を採用することにより、デメリットを補完することが可能となる。徳島市・小松島市の消防力が一体となることで、初動で出動可能な車両が増加し、また、本部要員等を現場に割り当てることにより、現状の3人乗車が4人又は5人になるなど、部隊の人員強化が可能となる。さらに、徳島市と小松島市の境界線付近の一部エリアにおいて、消防車両の直近出動により、現場到着時間等が大幅に短縮できるなど、常備2市にとっても消防力向上のメリットが大きい。費用面においても、組合議会の設置・運営などが不要で、既存の消防指令システムの利活用も図られるため、支出を最大限に抑えられるメリットがある。

このような論点に基づき、消防非常備解消のために考えられる広域化の方式及び、それぞれのメリット・デメリットの考察結果を表5.1に要約する。

また、第3章の図3.1.1で示しているように、現状の署所配置では、各署所の担当エリア（走行限界時間4.5分以内に消防車両が到達できる範囲）が非常備3町村に到達できない。この課題を解消するために、広域化に合わせ、佐那河内村又は勝浦町に新たな拠点（分遣所、出張所など）を設置することが望ましい。

佐那河内村又は勝浦町の役場に新たな拠点を設置する場合に、消防署所の担当エリアは図5.1に示すとおりとなる。走行限界時間4.5分以内に消防車両の到達できるエリア内の人口が概ね半数となると推測される。

今後、本報告書の調査結果や検討過程における考察を踏まえ、関係団体・機関や住民の意向を尊重し、引き続き、予防行政の充実や市町村間の連携強化などの観点からの検討や、費用対効果の分析を行い、目の前の有利・不利にとらわれることなく、地域の将来を考えた大局的、長期的な見地から広域化に取り組むことが望ましいと考える。

最後に、徳島県が東部地域の消防非常備解消に止まらず、県内全域における「徳島ならではの」消防の広域化を実現し、いつ起こるか分からない災害を迎え撃つ、消防力の拡充・強化が期待される。

表 5.1 広域化方式のメリット・デメリット

広域化方式	メリット	デメリット
3 町村で広域組合等設置	<ul style="list-style-type: none"> 3 町村が同じ立場で消防事務の運営に参画でき、予防業務や救急救命士乗車による救急搬送などの消防サービスが提供できるようになる。また、消防力水準の均一化も可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 広域組合等を構成する 3 町村の意見を集約し、合意形成を図るのに時間がかかる。 消防業務に係る条例、規則等は広域組合等が制定することとなり、3 町村それぞれの実情に応じた規約の策定及び実行が難しい場合がある。 広域組合等の議会の設置、組織運営等のため、事務委託と比べ、負担が増加する可能性がある。 構成町村の責任の所在が明確にできない可能性がある。 組合職員の任用、職員の身分及び給与の一本化を図る必要がある。
佐那河内村が徳島市に事務委託	<ul style="list-style-type: none"> 佐那河内村にとって、事務組合と比べ、少ない財政負担で、予防業務や救急救命士乗車による救急搬送などの消防サービスが提供できるようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 徳島市は、佐那河内村への救急などの出動時に、自管轄内で災害が発生した場合、対応が困難となるおそれがある。また、佐那河内村の防災部門や消防団との連携事務が新たに必要となる。
勝浦町・上勝町が小松島市に事務委託	<ul style="list-style-type: none"> 勝浦町及び上勝町にとって、事務組合と比べ、少ない財政負担で、予防業務や救急救命士乗車による救急搬送などの消防サービスが提供できるようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 小松島市は、勝浦町又は上勝町への救急などの出動時に、自管轄内で災害が発生した場合、対応が困難となるおそれがある。また、2 町の防災部門や消防団との連携事務が新たに必要となる。 人材の育成に時間がかかる。
4 市町村が徳島市に事務委託	<ul style="list-style-type: none"> 非常備 3 町村にとって、地域の実情に応じた消防サービスの提供及び費用負担ができ、事務組合と比べ、財政負担が小さい。 常備 2 市にとって、消防車両や高度な消防資機材などに対する重複投資の回避により経費の削減や、消防力の強化が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 小松島市は、消防事務に関する議会や市民の意向を反映させるための法的手段が失われる。 徳島市は、4 市町村への救急などの出動時に、自管轄内で災害が発生した場合、対応が困難となるおそれがある。また、4 市町村の防災部門や消防団との連携事務が新たに必要となる。

5 市町村で 広域組合等設置	<ul style="list-style-type: none"> 5市町村が同じ立場で消防事務の運営に参画でき、消防力の水準を均一化することも可能となる。 非常備3町村にとって、予防業務や救急救命士乗車による救急搬送などの消防サービスが提供できるようになる。 常備2市にとって、消防車両や高度な消防資機材などに対する重複投資の回避により経費の削減や、消防力の強化が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防本部が組織外の存在となるため、構成市町村の防災部門や消防団との連携事務が新たに必要となる。 広域組合等を構成する3町村の意見を集約し、合意形成を図るのに時間がかかる。 消防業務に係る条例、規則等は広域組合等が制定することとなり、常備2市及び3町村を含む複数の団体のそれぞれの実情に応じた規約の策定及び実行が難しい場合がある。 広域組合等の議会の設置、組織運営等のため、事務委託と比べ、負担が増加する可能性がある。 構成市町村の責任の所在が明確にできない可能性がある。 広域組合等の職員の任用、職員の身分及び給与の一本化を図る必要がある。
-------------------	---	---

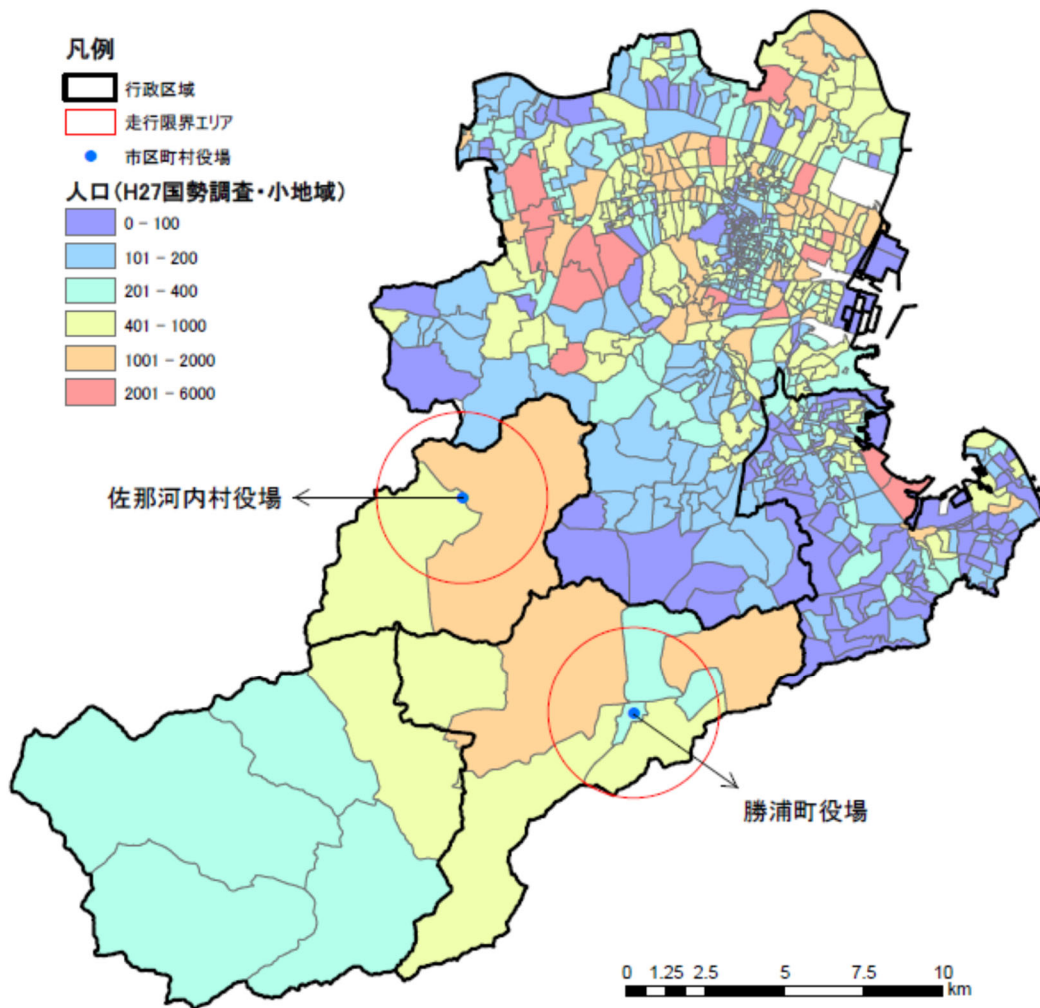


図5.1 佐那河内村・勝浦町役場の位置及び担当エリア
(※担当エリア：役場を中心に半径2.7kmの円形)